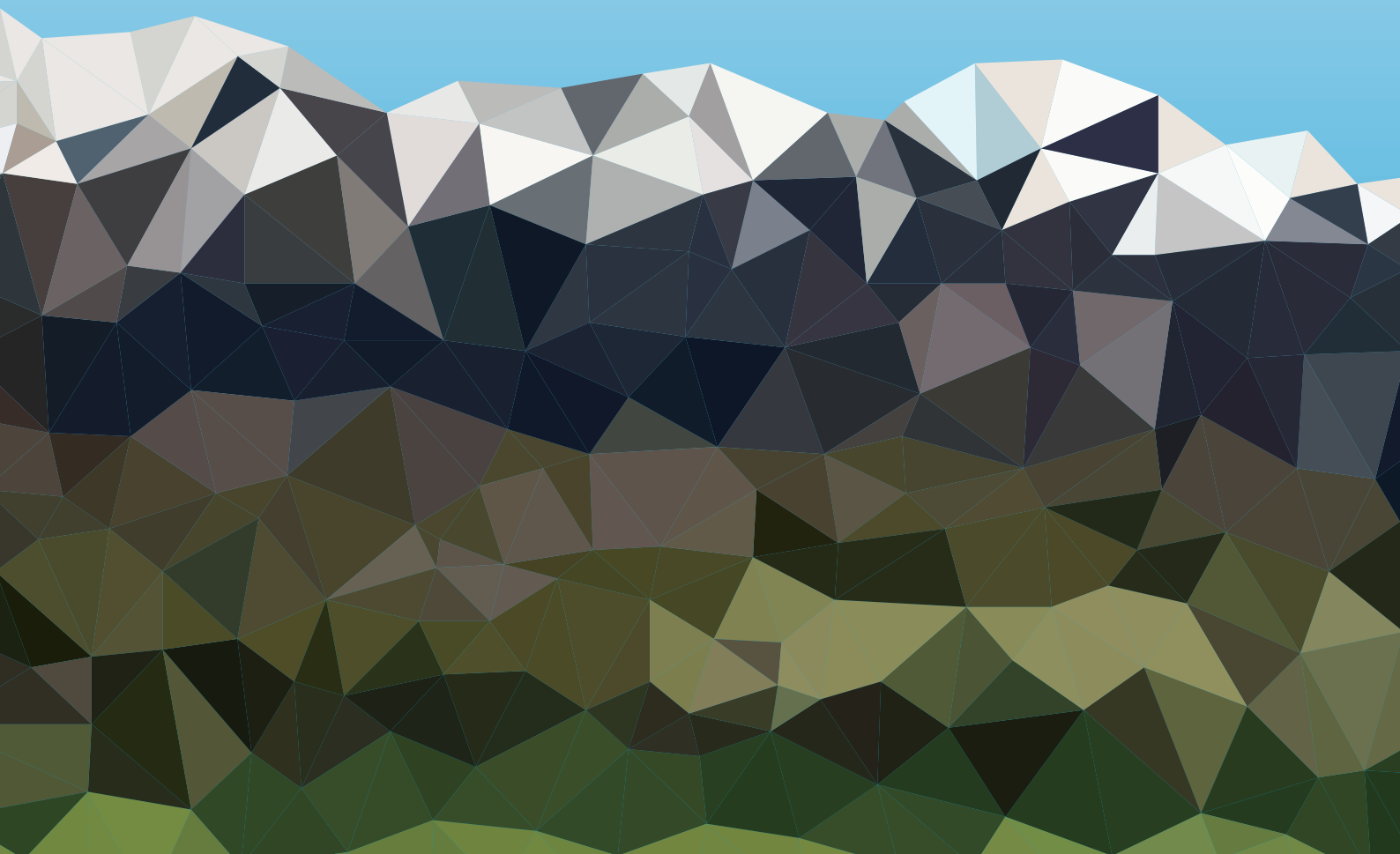


令和7年度

J A 長野 八ヶ岳の現況

DISCLOSURE REPORT



長野八ヶ岳農業協同組合

基本理念

太陽の恵みの一番近くに

基本理念とはその団体が存続する限り、永遠のテーマとして作用する信念です。この理念をＪＡ役職員はもちろん、組合員の皆さまにも共有して頂き、社会に対しＪＡ長野ハケ岳の存在が広く認知されることを目的としております。

存在理念

私たちは組合員の暮らしに安全と豊かさを提供し、地域社会に貢献します。

- 協同の輪を広げ互いに支え合い、心豊かな暮らしを創造します。
- 日本一の高原野菜王国として『食』の安全を守る農業を振興します。
- 豊かな大地、清らかな水、澄んだ空気を守り、未来の仲間へつないでいきます。

経営理念

私たちは開かれた組織を構築し、利用者への満足の提供を実践します。

- 健全経営を推し進め、利用者に信頼される協同組織として存続します。
- 組合員の声を生かす民主的な運営により、透明で開かれた組織を築きます。
- 利用者のニーズに応え、満足される質の高いサービスを提供します。

行動理念

私たちは地域に誇れるＪＡを確立するために行動します。

- 地域の皆さんの声から行動を始めます。
- 創意と工夫により、時代の変化に迅速に対応します。
- 職員の能力を引き出し、いきいきと働ける職場環境を創造します。

目 次

ごあいさつ	1
業 績	2
事業方針	4
法令遵守の体制	7
個人情報保護方針	8
金融商品の勧誘方針	9
貸出運営についての考え方	10
ＪＡバンク基本方針に基づく『ＪＡバンクシステム』	10
リスク管理体制	11
業務・事務の効率化への取り組み	14
社会的責任への取り組み	15
地域貢献情報	15
農業振興活動	16
ＪＡ自己改革の取り組み	17
事業のご案内	17
主な手数料	22
当組合の組織	23
会計監査人の氏名又は名称	27
特定信用事業代理業者の状況	27
地 区	27
店舗一覧	27
沿革・歩み	28
資 料 編	29
確 認 書	147

※ 本ディスクロージャー誌は農業協同組合法第54条の3に基づき記載しております。

※ 本ディスクロージャー誌の数値は表示単位未満を切り捨てております。

■ ごあいさつ ■



組合員の皆さまにおかれましては、日頃より J A 運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本冊子は、金融事業を主体に昨年度の実績等を併記し作成したものです。ご一読いただき、当組合に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

令和 7 年度事業概況は、資材高騰などの厳しい生産販売環境の中、農畜産物販売高255〇億円（前年対比97〇%）の取り扱いとなりました。決算状況は事業総利益が前年比95〇% 事業利益は前年比49%と前年度を大きく下回る結果となりました。組合員の皆さまの J A へのご理解と生産者の皆さまの J A 運営へのご協力に對して厚く敬意と感謝を申し上げます。

令和 7 年度は中期計画（令和 7 年度～令和 9 年度）の初年度として、「魅力ある農業経営と活気ある産地づくり」、「食」と「農」を基軸とした J A 仲間づくり、「事業戦略を支える経営原動力の進化」の 3 つの基本方針により計画を実践してまいりました。

令和 8 年度は中期計画（令和 7 年度～令和 9 年度）実践 2 年目となります。3 つ基本方針以外にも様々な課題に取り組む変革年となりますが、役職員だけでなく組合員の皆様と一丸になって取り組んでまいります。

一方で、農業を取り巻く環境は、国際情勢の混迷や気候変動の激動の中にあり、物価の変動が私たちの経営基盤を揺るがす事態となっております。そんな中、合理的な費用を考慮した価格形成と食品産業の持続的な発展に向けて昨年 6 月には「食料システム法」が公布されました。激動の社会情勢の中でも持続可能な地域農業の振興を第一として、各事業を通じて地域貢献を展開し、組合員の皆さまとの懇談を経て健全性の高い経営の確保に取り組んでまいります。

結びに組合員皆さまのご健勝とご多幸を祈念し、今後もより一層 J A 活動へのご支援とご参画をお願い申し上げます。

令和 8 年 6 月

長野八ヶ岳農業協同組合

代表理事組合長 津金 一成

■ 業 績

① 事業の概況

- 販売事業は昨年秋の高値のイメージもあり、生産意欲は高い状況でスタートしましたが、前段産地による終盤の作付け増加による出荷量の増加や高値による輸入農産物の依存により当産地において厳しい販売が続いた年となり、出荷数量については2,002万ケース、販売金額で220.0億円となりました。

また、本年度もレタス類の廃棄事業が発動され、レタス16万ケース、サニー・リーフで2万6千ケース、白菜で3万8千ケースの廃棄となりました。対策として消費宣伝活動を行うとともに、出荷数量コントロールや事前売り込みを行いました。青果物のコスト上昇分の価格転嫁については小売りの販売競争等もあり販売価格への反映はまだ難しいのが現状ですが、量販店も少しずつ理解が進み、売価のベースUPがされつつあります。販売結果については畜産酪農、花卉、菌茸、米を含め売上金額255.6億円となりました。

- 信用事業は、組合員・利用者との金融仲介機能を発揮すべく、貯金独自キャンペーンの実施、J Aカード・J Aバンクアプリ・ネットバンク・法人ネットバンク等の推進による顧客利便性と事務効率化の向上に取り組みました。また、貸出金については、プロパー資金による幅広い資金の提案とJ Aバンク利子助成・保証料助成制度を利用した農業資金対応を行い、貯金残高870億円、貸出金残高158億円となりました。
- 共済事業は、「組合員・利用者に寄り添う活動を中心とした推進活動の展開により均質な契約者サービスの提供による事業基盤の維持・拡大」を基本方針として、「ひとと保障」を中心とした「ひと・いえ・くるま」の総合保障提案を、3Q訪問・あんしんチェック活動を通じて取り組みました。また、デジタル技術の活用により事務手続きの利便性向上と業務効率化に取り組んだ結果、長期共済新契約高は57億円、支払われた共済金は28.1億円となりました。
- 生産購買事業は、いまだ原油価格・各原料や人件費等の高騰などから、生産資材価格の高騰・高止まりは依然として続きました。国・県の助成が終了する中で、生産資材独自奨励を実施し資材価格の抑制を行いました。また、予約推進や当用期のキャンペーンを重点的に行ない、結果として事業実績は65.6億円、前年対比100.5%、計画対比102.9%となりました。
- 農機事業は、度重なる商品価格の値上がりにより大型トラクター等の台数が減少したことから、供給高7.8億円、前年対比92.8%、計画対比91.7%。それにともない修理整備台数が増加し、年間3,800台、前年対比106.7%と増加しました。
- 生活購買事業（渉外センター、ななちゃんのお店）は、Aコープ商品の充実等行い業務改善に努めましたが、供給高は131,805千円で前年同様厳しい状況となり前年対比94.7%、計画対比107.8%となりました。

燃料事業は他競合業者との価格競争等が影響し供給量・売上額も減少供給高1,436,539千円、前年比96.6%、計画対比95.6%と厳しい結果となりました。また、燃料事業継続に向けて居倉地上タンクを撤去し、御所平に灯油地下タンクの新設を行いました。

L P G事業は保安推進業務と期限管理に努め、組合員の皆様が安心・安全に使用できるL P ガスの供給を行いました。

今年度も長野県L P ガス協会の価格高騰対策事業に2度参画し、対象の方々に対して6・9月のガス使用量分の値引きを行いました。

自動車事業は、車検台数は前年度 455 台から今年度 459 台と増加しました。供給実績は今年度 62,305 千円、前年対比 83.6%となりました。

葬祭事業は、現在家族葬や小規模葬が主流傾向として続き、また取扱件数も減少しており、売り上げ額が伸びない現状です。供給実績 195,308 千円、前年対比 83.97%となりました。あおぞら虹の会会員数は累計 470 件（前年度より 119 件増）と順調に増加しております。

② 対処すべき重要な課題

J Aを取り巻く情勢は、人口減少や高齢化に伴う農業者の急激な減少、気候変動による大規模自然災害の頻発、さらには国際情勢の変化に伴う生産資材価格の高騰など、深刻な課題に直面しています。

改正された「食料・農業・農村基本法」では、食料安全保障の確保を国の基本とし、食料の安定供給、生産基盤の維持・強化、および合理的な価格形成の実現を重視しています。特に、農業者が減少する状況においても、スマート農業技術の活用による生産性の向上や、知的財産の保護・活用による付加価値の向上、そして環境負荷の低減を図る「環境と調和のとれた食料システム」の確立が、農業の持続的発展に不可欠とされています。

社会・環境・経済がどのように変化しても「食と農を基軸として地域に根差した協同組合」として地域と共に存在し、「組合員の願いや思い」を実現するため「事業の利用や運営への参画と活動への参加」を通じて下記の事項を重要な課題としております。

○ 自己改革の実践について

3カ年計画の着実な実践などを通じ、「不断の自己改革」に取り組み、J Aの将来にわたる「自律的な事業」「総合事業維持」に向けた取り組み

○ 農業所得の増大について

農業生産基盤の強化を目的として、需要に応じた適正生産対策の実践と競合産地に対する生産振興・消費拡大対策と消費者に信頼される安全・安心な農畜産物の生産・供給、コスト削減や技術・経営支援への取り組み、安定した農業経営の確立

○ 組合員の願いを実現する取り組みについて

協同活動の充実等と組合員とのつながり強化を図り、組合員との対話運動により、組合員の声をJ A運営に反映させる仕組みの強化

○ 暮らしと地域づくりについて

様々な事業を総合的に結び付けた地域密着型の事業展開により、豊かで安全・安心な暮らしと地域づくりへの貢献

なお、当事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、「自己改革工程表」に記載しております。

■ 事業方針

JA長野八ヶ岳は、長期ビジョン『食と農で地域に笑顔をつくります』の実現に向け、今年度は3ヵ年の中期計画の2年目となります。

JAを取り巻く状況は、不安定な国際情勢や円安の影響により、肥料、家畜飼料、燃料といった農業生産資材の価格が高止まりしており、農業経営に深刻な影響を及ぼしています。また、基幹的農業従事者が減少するなど、深刻な担い手不足に加え、物流の「運べないリスク」の顕在化など、農業環境はかつてない速さで厳しさを増しています。

このような構造的変化が急速に進む中で、農家所得の増大と持続可能な地域農業を実現するため、生産コストに見合った「適正な価格形成」に向けた消費者の理解醸成を推進していく必要があります。協同の力を結集し、営農・経営基盤の強化と組合員とのつながりを深めることで、持続可能な農業の未来をリードしていく活動を展開します。

今年度は、昨年度からの中期計画の中間総括を行い、次期中期計画の実践に取り組み、社会情勢を注視しながら役職員一丸となって、スピード感をもって取り組んでまいります。

1. 魅力ある農業経営と活気ある産地づくり

安心して農業が続けられるよう、農業者の所得向上と地域農業の振興による『農業生産の維持・拡大』への取り組み

2. 「食」と「農」を基軸としたJA仲間づくり

地域・組合員から必要とされるJAであり続けるために、『事業活動・協同活動を通じた地域社会貢献』への取り組み

3. 事業戦略を支える経営原動力の進化

JAが総合事業体として農業を守り発展させていくために、将来にわたり安定的で継続的な事業構造構築による『経営基盤の強化』への取り組み

～地域農業・地域社会の発展のために、JA長野八ヶ岳は役割を発揮し続けます～

JA長野八ヶ岳は農畜産物の恒久産地に向け、「日本一の高原野菜産地」「持続可能な農業」を目指しています。今後とも地域農業の振興を第一として、各事業を通じて地域貢献に取り組んでまいります。

当組合では、法令等遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合を利用いただくために「内部統制基本方針」を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。今年度の運用状況の概要は、各項目下段に「運用状況について」と記載のあるとおりです。

内部統制基本方針

当組合は、組合員および利用者等からの信頼を得るために、「コンプライアンス(法令等遵守)の確保」「財務報告の信頼性の確保」「業務の有効性・効率性の確保」および「資産の保全」に努め、事業活動を行ううえで生じるリスクを把握し、適切に対応する体制（内部統制システム）を構築し運用します。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及びコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ロンダリング等および反社会勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ロンダリング等の金融犯罪防止および排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ホットライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公開の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

【運用状況について】

組合の基本理念の実践として、コンプライアンス基本方針、役職員の行動規範を定め、定期的開催するコンプライアンス研修会等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めています。業務分掌等により、各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしています。また、自主（自店）検査、反社会的勢力等への対応強化、内部監査の実施、ホットライン（内部通報制度）の設置・運営により不法行為の未然防止や早期発見に努めています。更に監事による監査が実施されています。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ 情報セキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

【運用状況について】

情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応を図っています。また、情報セキュリティ対策として、インターネット接続環境と業務ネットワークの分離、ホームページ Web サイト改ざん検知の導入、連絡体制の構築および Firewall の脆弱性管理を行っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

【運用状況について】

コンプライアンス管理体制の確立や固有リスクの評価を通じて組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに、理事会等で定期的に協議・検討を行っています。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

【運用状況について】

中期計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握しています。また、人事労務基本方針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいます。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を遂行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

【運用状況について】

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っています。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援しています。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

【運用状況について】

子会社管理規程を制定し、経営計画および経営戦略策定の指導・助言を行うとともに、事業検討会において、業務の遂行状況を適正に把握・評価し、必要な指導・助言を行っています。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。

- ④ 計算書類（財務諸表）の適正性、計算書類（財務諸表）作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

【運用状況について】

財務諸表の正確性・内部監査の有効性につき組合長及び財務担当理事（常務）が確認を行い、財務情報の信頼性の確保及びそのための実効的体制の構築・運用を図っています。

また、組合の事業成績や財務情報に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項については、常勤理事と会計監査人との間で適切に情報が共有されています。

その他、経理規程等を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積もりを行うように努めており、適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めています。また、法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努めています。

■ 法令遵守の体制

J Aは信用事業をはじめ共済事業、購買事業、販売事業等様々な事業を行っております。その中でも信用事業は業務内容やリスクが多様化・複雑化しており、当J Aも金融機関の一員として徹底した自己規律、自助努力が要請され、合わせて業務運営の透明性を高めていくことが求められております。

このために最も重視しなければならないのは、農業協同組合法をはじめ様々な事業に関連した法令及び当J Aが定めた定款・諸規程であることを認識し、これらを遵守することが社会の一員としての責務と考えております。

① 法令遵守に対する基本方針

J Aは、農業者の相互扶助組織として、組合員の農業と生活全般にわたる各種の事業活動を通じて、わが国農業の発展と地域経済・社会に寄与するという社会的責任を負っています。また金融機関としてのJ Aは、業務の公共性から信用を維持し貯金者の保護を確保すると共に、金融の円滑化のためその業務の健全かつ適切な運営を確保するという公共的使命を担っています。

J A長野八ヶ岳は、こうした社会的責任や公共的使命を適正に遂行するとともに、J Aが健全に発展するうえで全役職員が法令のみならず当然守られるべき社会的倫理を遵守することを宣明し、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置付けます。

② 法令遵守の体制

そこで、法令及び社会的規範の遵守について代表理事組合長をはじめとした全役職員が常に自覚するとともに、職制の中で相互に法令遵守状況をチェックする体制を整えております。そのためのコンプライアンス研修会も年2回実施しております。

■ 個人情報保護方針

組織・管理体制の確立

当組合は、個人情報取扱事業者に課せられる義務と責任を果たすため、個人情報保護管理者を置き、個人情報の安全管理について、内部規程、監査体制の整備等を行っています。

I. 長野八ヶ岳農業協同組合 個人情報保護方針

(平成17年2月22日制定、令和4年4月1日最終改定)

長野八ヶ岳農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責任であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ職員及び委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報、（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人情報等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。

保有個人情報とは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

II. 情報セキュリティ基本方針

（平成17年2月22日制定、平成27年10月29日最終改定）

長野八ヶ岳農業協同組合（以下、当組合という。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行なうと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

III. 個人情報保護法等に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報保護法等に基づく公表事項等につきましては、J A長野八ヶ岳のホームページをご覧ください。（<https://www.ja-yatugatake.iijan.or.jp/>）

■ 金融商品の勧誘方針

J A長野八ヶ岳は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場にたった勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めます。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など、重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供したりするなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■ 貸出運営についての考え方

当JAでは、組合員の皆さまを中心に家計のメインバンクとしてお取引いただくため、ライフスタイルに合わせた住宅・教育・自動車ローンなどの各種ローンと住宅金融支援機構資金等をご用意し、金融の専門知識を身につけた担当者が融資のご相談にお応えしております。

また、豊富な資金量で組合員および農業関連団体の皆さまはもとより、地域経済を支える地元企業の皆さまにも様々な用途の資金をご用意し、生活や農業生産活動、地域開発や地域活性化のための融資を積極的に行っております。

更に、当JAでは金融の自由化・国際化の進展にともない、企業や金融をベースにした質の高い各種情報や経営のアドバイス等のサービスに努め、多様化するお客様のニーズにお応えするよう取り組んでおります。

■ JAバンク基本方針に基づく「JAバンクシステム」

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2025年3月末における残高は1,653億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J Aバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJ Aバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2025年3月末現在で4,861億円となっています。

■ リスク管理体制

◎ リスク管理体制

[リスク管理基本方針等]

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく『経営リスク管理規程』を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

1. 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、リスク統括室を設置し本支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については『資産の償却・引当基準』に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

2. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバ

ランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行をしているかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当J Aでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4. オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当J Aでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

5. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等をおこすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査（自店点検）を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

6. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aでは、コンピューターシステムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え『システム障害対応マニュアル』を策定しています。

◎ 内部監査体制

当J Aでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J Aの本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的

に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◎ 金融ADR制度への対応

1 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

・当JAの苦情等受付窓口

電話：0267-91-1112 月曜～金曜日 午前9時～午後5時（金融機関の休日を除く）

2 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

1の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。なお、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等でご利用いただくことが可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。か、1の窓口にお問い合わせ下さい。

◎ 金融円滑化にかかる基本方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1 当JAは、お客様からの新規融資や貸出条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況ならびに財産および収入の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2 当JAは、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に

向けた取組みをご支援できるよう努めます。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。

- 3 当 J A は、お客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するように努めます。

- 4 当 J A は、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めます。

- 5 当 J A は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生 A D R 手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めます。

また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様同意を前提に情報交換を行い、連携を図るよう努めます。

- 6 当 J A は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には

（１）常勤役員・室部長・支所長を構成員とする「企画会議」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

（２）金融共済担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

（３）各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

- 7 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■ 業務・事務の効率化への取り組み

◎ JASTEM対応について

全国 J A の共同運営により、信用事業システム『JASTEM（ジャステム）』を構築・運用することでシステム開発コストの削減を図り、利用者の皆さまに対して、多様な金融商品・サービスの提供が可能となっております。

◎ 為替イメージシステム

J A 窓口で受け付けた振込依頼書をスキャナで信連の為替センターへ送信し、信連が為替イメージシステムにより為替通知等を作成することにより、正確で効率的な為替手続が可能となっております。

◎ 全国印鑑システム

印鑑照合システムにより、J A 窓口で受け付けた印鑑届の署名・印影を画像データ化し、従来通りネット取引サービスの提供を可能としながら通帳副印鑑を廃止しています。印鑑情報の不正入手による犯罪を防止すると共に、窓口業務の時間短縮を図ることができます。

■ 社会的責任への取り組み

J A長野八ヶ岳は地域の農業を振興し、環境、文化、福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる心豊かな地域社会を目指して日々活動しております。そして、職員一人一人が協同の理念と実践を通じて、地域社会の一員であることを認識し、各地区における公民館、消防団、スポーツ、文化活動、生産部会、青少年育成等に積極的に参加し、その役割を果たしております。

こうした活動は地域に根ざしたJ Aを標榜するJ A長野八ヶ岳にとって必要不可欠なものであり、J A長野八ヶ岳はこれからも地域の生産、生活、文化、福祉の拠点として、組合員および地域の皆さまのための活動の輪を広げてまいります。

■ 地域貢献情報

○ 全般に関する事項

当組合は、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまからお預かりした、大切な財産である『貯金』を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、J Aの事業活動を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

○ 地域からの資金調達の状況

地域の皆さまからお預かりした貯金・積金の残高は令和7年度末において87,077,125千円となっております。

○ 地域への資金供給の状況

地域の皆さまへの貸出金の残高は、令和7年度末において15,840,650千円となっております。その内訳は、組合員等への資金供給8,678,681千円、地方公共団体等2,273,188千円、員外等その他が4,888,781千円です。

地域農業者等の資金ニーズに併せ、農業施設の建設、農業器具機械の購入資金に対応する農業近代化資金等の制度融資や農業経営の安定を目的とした営農資金等、農業経営向上のため幅広い資金対応を行っております。また、生活資金においては県下統一ローンのほか、農協独自要綱による資金を用意し、地域住民の皆さまの生活の向上に貢献できるよう努力しております。

○ 地域密着型金融への取り組み

（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む）

（1）農業者等の経営支援に関する取り組み方針

- ・当組合では、「金融円滑化にかかる基本方針」を制定し、お客様の経営相談等、経営改善に向けた取り組み支援を行っております。

（2）農業者等の経営支援に関する態勢整備

- ・お客様からの経営支援にかかる相談窓口を、金融共済部及び北相木支所を除く各支所窓口に設置し、お伺いする態勢を整備しております。

- (3) 農山村等地域活性化のための融資をはじめとする支援
 - ・ 農業者の多様なニーズに応えていくため、営農部門等と連携を図り、農業者への支援を行っております。
- (4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援
 - ・ 経営不振農家に対する経営相談、支援を行っております。

○ 文化的・社会的貢献に関する事項

地域文化との関わりとして、地域行事への参画、学校給食への地元農産物の提供に係る支援、農業体験教室、各種農業関連イベントなどの開催等、農業を通じた地域との交流を積極的に行なっております。また、年金受給者を対象に『年金友の会』を組織し、研修会、ゲートボール大会等を開催するなど、地域の皆さまの繋がりに役立てるような活動を行なっております。

今後も引き続き、地域の皆さまに貢献できるよう広報誌などを通じた情報提供に心掛け、更には支所の充実を図ることにより、より一層の地域貢献ができるよう努力いたします。

■ 農業振興活動

○ 地域農業振興の取り組み

- (1) 当 J A を含む長野県 J A バンクでは県域サポート支援事業において、農業生産振興や販売力強化、コスト削減など農業所得増大に向けた支援を行っています。
 - ・ 農業近代化資金、J A アグリマイティーローン等の保証料助成
(令和 7 年度取り扱い 92 件)
 - ・ 農業近代化資金
(令和 7 年度取り扱い 36 件 321,260 千円)
 - ・ J A アグリマイティーローン
(令和 7 年度取り扱い 56 件 319,861 千円)
- (2) 農業所得増大と地域活性化に貢献し、農業と地域の暮らしをつなぐ J A バンクを目指します。

○ 農業所得増大に向けた取り組み

- (1) 農業所得増大に向けて、農畜産物の生産量の維持と計画生産の推進、販売チャネルの強化、総合的な生産コストの低減等について取り組みを行っています。
 - ・ 地域行政や県内 J A とのコラボレーションによるトップセールスや、SNS やマスメディアを利用した宣伝活動
 - ・ トラックセールや店舗での消費宣伝販売の実施（全農・県内 J A との協力）
 - ・ 実需者要請に合わせた認証制度（GLOBAL G. A. P. 等）の取得による販売チャネルの拡大
 - ・ 全農と系統組織一体となり卸売会社との連携を強化し集荷販売を行い実需者への品目提案と品質の強化
 - ・ 高温など環境ストレスへ対応する品種選定、バイオスティミュラント資材を活用した収量、品質維持。果菜類（ピーマン、きゅうり等）の栽培研究と導入。
 - ・ 地元産の乳製品・食肉の販売・管内小学校へのミルメーク配布を行い牛乳の消費拡大活動及び理解醸成活動
- (2) 恒久産地に向け、地域農業を支える担い手づくりと農畜産物総合供給産地としての産地づくりを進めます。営農支援プラットフォーム「あい作」や J A グループ開発システムなど効率化、省力化に向けた検証と導入を行います。
- (3) 農家手取りの向上を追求し、金融部門や関係機関と連携し多面的な経営支援体制により経営の安定と継続に取り組みます。
 - ・ 畜産農家の生産基盤維持に向けた牛の導入支援等の取り組み
- (4) 信頼性の高い資材を安定的に提供できる事業構築

- ・ J A生産資材独自奨励の継続により価格の抑制
- ・ オーダーメイド型 B B 肥料「わたしの肥料」の推進

■ JA自己改革の取り組み

○ 組合員・地域の皆さまと共に「農業」「暮らし」「J A」「共感」をつくります。

J A長野八ヶ岳では組合員の皆さまとの対話を通じ、農業生産基盤の強化による産地の維持、組合員と J Aのつながりの強化、総合事業を支える J A経営基盤の確立に向けて引き続き不断の自己改革に取り組み、地域に根差した組織、総合事業の堅持と利用者に必要とされる J Aであり続けるために、主役である組合員の皆さまと共に歩みます。

■ 事業のご案内

本冊子は、信用事業を中心にした情報提供を主な目的としていますので、信用事業以外の事業のご案内は省略させていただきます。

信用事業以外の事業内容については本誌資料編、又は第26回通常総代会資料をご覧ください。総代会資料は金融窓口にご用意しておりますので、お気軽にお申しつけください。

○ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、J A・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、J Aバンクとして大きな力を発揮しています。

【貯金業務】

組合員の皆さまをはじめ地域住民・事業主の皆さまから貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

当 J Aは長野県の収納代理金融機関を始めとし、5町村の指定金融機関（小海町は指定代理金融機関）としての役割を果たすとともに、各種税金、国民年金等の収納事務を通じて広く皆さまにご利用いただいております。

【貸出業務】

組合員の皆さまへの貸出をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金を貸出しています。

また地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫等の融資の申込みのお取次ぎもしています。

貯金商品一覧表

貯金の種類		特 色	期 間	お預け入れ金額
当座貯金		・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	制限はありません	1円以上
普通貯金		・お財布代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また給与・年金等のお受取口座として最適です。	制限はありません	1円以上
普通貯金無利息型 (決済用)		・無利息、要求払い、決済サービスの提供の3要件を満たす貯金でペイオフ全面解禁以降も貯金保険制度による全額保護の対象となります。新規の申し込みはもちろん、ご利用中の普通貯金から通帳等を変更することなくお切換えいただけます。	制限はありません	1円以上
総合口座		・定期貯金と普通貯金、それに自動融資機能を一冊の通帳にセットした貯金です。もし、普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の90% (最高300万円) まで自動的にご利用させていただきます。ご利用の際の利率は、お預け入れ定期貯金の利率に0.5%を加えた利率となります。(定期貯金は自動継続の定期貯金に限定となります。)	各期間	各種金額設定による
定期貯金	期日指定定期貯金	・自由金利で1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。	最長3年	1円以上 300万円未満
	大口定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定され、確定利回りで運用できます。	1ヶ月以上10年以内	1,000万円以上
	スーパー定期	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定され、確定利回りで運用できます。	1ヶ月以上10年以内	1円以上
	変動金利定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定されますが、6ヶ月毎に金利がその時点の金利動向により変更されます。	2・3年	1円以上
積立定期貯金	積立式定期貯金 エンドレス型	・積立期間や満期日を定めずエンドレス方式で積立を行います。個人の場合は期日指定定期貯金、法人の場合はスーパー定期貯金で積立いたします。必要な時に一部払ができます。	制限はありません	1円以上
	一般財形貯金	・お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによるお積立となります。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	・退職後の生活に備えて資金づくりに最適です。財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
	財形住宅貯金	・マイホーム資金づくりに最適です。財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
定期積金		・毎月一定額のお積立で、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上5年以内	1,000円以上
貯蓄貯金		・金額階層別に適用金利を設定し、預入残高に応じて高くなる金利を適用します。	制限はありません	1円以上
通知貯金		・1週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7日以上	50,000円以上
納税準備貯金		・税金の納付に備えるための貯金です。	入金はいつでも	1円以上

融資商品一覧表

(1) 住宅関連ローン

ローンの種類		お使いみち	ご融資金額	返済期間	返済方法	担保・保証人
住宅ローン	固定金利型	住宅の新築・増改築資金や土地・建売住宅・マンション・中古住宅の購入資金などにご利用いただけます。	1億円以内	25年以内	元利均等返済 元金均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	担保：土地・建物 保証人：農業信用基金協会が保証しますので、原則として必要ありません。
	変動金利型	適用利率は一定基準にしたがって自動的に変更されます。		50年以内	元利均等返済 元金均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	
	固定変動選択型	金利情勢に応じて、一定期間(3年・5年・10年・15年・20年)固定を選択してご利用いただけます。				
リフォームローン	固定金利型	既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金にご利用いただけます。 ○他金融機関からの借換資金としてご利用いただけます。	1,500万円以内	15年以内	元利均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	担保：必要ありません 保証人：農業信用基金協会が保証しますので、原則として必要ありません。
	変動金利型					

(2) その他のローン

ローンの種類		お使いみち	ご融資金額	返済期間	返済方法	担保・保証人
教育ローン	固定金利型	入学金・授業料・学費および生活資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	元利均等返済	担保：必要ありません 保証人：農業信用基金協会が保証しますので、原則として必要ありません。
	変動金利型				(ボーナス時の増額返済も可)	
マイカーローン	固定金利型	車の購入はもちろん車検・ガレージ・免許証の取得など車のことならなんでもご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内		
	変動金利型					
カードローン「Lip」		生活に必要な資金にご利用いただけます。(負債整理資金・事業資金等は除きます。)	10万円以上50万円以内	2年契約(自動更新)	約定返済 任意返済	
農機ハウスローン	固定金利型	農機具の購入資金及び他金融機関の農機具ローンからの借換、ハウス・格納庫・発電設備等の建設資金にご利用いただけます。	1,800万円以内	10年以内	元利均等返済 元金均等返済(ボーナス時の増額返済も可)	担保：原則として必要ありません。 保証人：農業信用基金協会が保証しますので、原則として必要ありません。
イテアグリマローン	固定金利型	JA独自による低金利の農業振興資金です。	1億円以内	10年以内	元利均等返済 元金均等返済	
	変動金利型			15年以内		
農業経営ローン(ゆたか)		農業生産に直結する運転資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	1年更新	利用口座へ入金	

(3) 各種制度資金

金 融 機 関 等	資 金 名
(株) 日本政策金融公庫	経営体育成強化資金、畜産経営環境調和推進資金
	農林漁業セーフティネット資金、資本性ローン
	スーパーL資金、スーパーS資金、特別振興資金
	農林漁業施設資金、振興山村・過疎地域経営改善資金
	食品流通改善資金、中山間地域活性化資金
	特定農産加工資金、新規用途事業等資金
	教育資金、青年等就農資金、農業改良資金、その他
住 宅 金 融 支 援 機 構	マイホーム資金融資（個人共同貸付を除く）
	マンション購入融資、建売住宅購入融資
	リフォーム融資、リ・ユース住宅購入融資
	財形住宅融資、機構融資付分譲住宅購入融資、その他

【為替業務】

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口を通して全国どこの金融機関にも送金や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

【証券窓口販売業務】

国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱いを全支所で実施しています。

証券投資信託の窓口販売の取り扱いを3店舗（小海支所、川上支所、南牧支所）で実施しています。

証券窓口販売

種 類	内 容
長期・中期利付国債	国が発行する債券で、2年・5年・10年の期間で、お客さまの希望する投資期間に合わせて選択ができます。発行時に設定された利率で利子が半年に1回支払われる固定利付型です。
個人向け国債	国が個人のお客さまを対象として発行する債券で、現在「個人向け国債（変動10年）」、「個人向け国債（固定5年・3年）」のタイプがあります。 「個人向け国債（変動10年）」は半年に1回支払われる利子の適用利率が、市場の実勢金利に応じて変動する変動利付型です。 「個人向け国債（固定5年・3年）」は発行時に設定された利率で利子が半年に1回支払われる固定利付型です。
投資信託	多くのお客さまから申し込みいただいた資金をひとつにまとめ、運用の専門家が株式や債券等に分散して投資し、その成果をお客さまに還元する仕組みの商品です。 お客さまの投資目的、投資経験、リスク許容度等にあわせ、日本国内外の債券、株式、不動産等さまざまなファンドを取り扱いしております。（少額投資非課税制度「つみたて投資枠・成長投資枠」の取り扱いもございます。）

【サービス・その他】

当組合では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払い、事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに務めています。

その他の商品・サービス

項 目	内 容
JAキャッシュサービス	JAのキャッシュカードがあれば全国のJA・信連・農林中金・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金のCD（現金自動支払機）、ATM（現金自動預入・支払機）で、現金のお引き出し、現金のお預入れ（ATM）、残高照会ができます。 また、お近くのセブン銀行・イーネット・ローソン・ゆうちょ銀行のATMでの入出金、残高照会のサービスをご利用いただけます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか、税金、高校授業料、水道料など、普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払い致しますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
クレジットカード (JAカード)	お買物、ご旅行、お食事など、お客様のサインひとつでご利用いただけます。またお金が必要なときはキャッシングサービスも受けられる便利なカードです。またキャッシュカードとクレジットカード双方の機能を持つ一体型カードのお取り扱いもしております。
JAネットバンク (個人向け)	JAバンクがご提供するインターネットバンキングです。窓口やATMに行かなくても、パソコン・スマートフォンからインターネットを通じてアクセスするだけで、残高照会やお振り込みなどの各種サービスを気軽にご利用いただけます。
法人JAネットバンク	JAバンクがご提供する法人向けのインターネットバンキングです。残高照会、振り込み・振り替えはもちろん、一回の操作でまとめて給与振込や口座振替などがオフィスのパソコンでご利用いただけます。
JAバンクアプリ JAバンクアプリプラス	アプリをダウンロードして登録していただければスマートフォンから、口座残高のチェックや明細の照会、払込票・決済サービス、ネットバンクに簡単にアクセスができるサービスです。
来店予約システム	JA長野八ヶ岳ホームページ内の専用バナーもしくは、専用チラシからスマートフォン・パソコンを利用して来店のご予約が可能です。待ち時間を少なく、優先的にご相談が可能なサービスとなります。

■ 主な手数料

為替手数料（1件又は1通につき）

種 類	他 J A 宛	他行宛
振 込	3 万円未満 窓口利用 220円 （自動送金利用） 220円 （A T M利用） 110円	電信扱 窓口利用 550円 （自動送金利用） 550円 （A T M利用） 440円
		文書扱 440円
	3 万円以上 窓口利用 440円 （自動送金利用） 440円 （A T M利用） 330円	電信扱 窓口利用 770円 （自動送金利用） 770円 （A T M利用） 660円
		文書扱 660円

代金取立手数料

当JA内	1件につき	無料
電子交換	1件につき	880円
個別取立	1件につき	990円

A T M利用手数料

利 用 時 間 帯			J A カード	他行カード
平 日	支払	8：45～18：00	無 料	110円
		18：00～19：00	無 料	220円
	受入	8：45～19：00	無 料	—
土・日曜日・祝日		9：00～17：00	無 料	220円

その他の諸手数料

小切手帳（署名鑑印刷なし） （署名鑑印刷あり）	1 冊（50枚）	8,800円
		8,800円
約束手形（署名鑑印刷なし） （署名鑑印刷あり）	1 冊（25枚）	4,400円
		4,400円
通帳・証書等再発行手数料	1 件につき	550円
C D再発行手数料	1 枚につき	1,100円
残高証明書発行手数料	1 通につき （都度発行）	660円
国債保護預り手数料	月 額	無料
自動送金サービス申込手数料	1 申込あたり	110円

※各手数料には消費税を含んでおります。

※令和8年2月28日現在

■ 当組合の組織

○組合員数

	令和7年度末	令和6年度末	増 減
正組合員数	2,497人	2,550人	△53人
個 人	2,484人	2,537人	△53人
法 人	13人	13人	－
准組合員数	1,147人	1,142人	5人
個 人	1,109人	1,104人	5人
法 人	38人	38人	－
合 計	3,644人	3,692人	△48人

○組合員組織の状況（当JAの組合員組織を記載しています。）

協議会等

組 織 名	構 成 員
野 菜 専 門 委 員 会	
花 卉 専 門 委 員 会	
酪 農 部 会	
肉 牛 部 会	
粳 摺 部 会	
青 年 部 協 議 会	
女 性 部	
年 金 友 の 会 協 議 会	

南牧支所

（単位：人）

組 織 名	構 成 員
支 所 運 営 委 員 会	11
実 行 組 合 長 会	8
そ 菜 部 会	235
青 年 部	40
女 性 部	68
年 金 友 の 会	468

南相木支所

（単位：人）

組 織 名	構 成 員
支 所 運 営 委 員 会	12
野 菜 部 会	49
青 年 部	15
女 性 部	22
年 金 友 の 会	272

小海支所

（単位：人）

組 織 名	構 成 員
支 所 運 営 委 員 会	14
支 部 長 会	37
野 菜 部 会	98
水 稻 採 種 部 会	5
青 年 部	16
女 性 部	44
年 金 友 の 会 （ 小 海 ）	869
年 金 友 の 会 （ 北 相 木 ）	134
ゴ ル フ 友 の 会	59

野辺山支所

（単位：人）

組 織 名	構 成 員
支 所 運 営 委 員 会	13
支 部 運 営 委 員 会	76
園 芸 委 員 会	62
畜 産 委 員 会	7
青 年 部	38
女 性 部	35
年 金 友 の 会	154

川上支所

（単位：人）

組 織 名	構 成 員
支 所 運 営 委 員 会	11
野 菜 専 門 委 員 会	224
青 年 部	54
女 性 部	29
年 金 友 の 会	651

令和8年2月28日現在

○役員

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	就 任 年 月 日	担当その他
組 合 長	津 金 一 成	常 勤	有	令和7年5月23日	㈱ヤツレン取締役、認定農業者、実践的能力者
専務理事	由 井 康	〃	〃	〃	㈱ヤツレン取締役、認定農業者、実践的能力者 企画総務担当委員、生産担当委員
常務理事	木 村 延 宏	〃	無	〃	㈱ヤツレン取締役、企画総務担当委員 生活担当委員、実践的能力者
〃	中 嶋 勇 一	〃	〃	〃	金融共済担当委員、実践的能力者
理 事	藤 原 俊 哉	非 常 勤	〃	〃	企画総務担当委員長 金融共済担当委員、認定農業者
〃	井 出 文 洋	〃	〃	〃	生産担当委員長、生活担当委員 認定農業者
〃	菊 原 秀 長	〃	〃	〃	生活担当委員長、金融共済担当委員 認定農業者、実践的能力者
〃	篠 原 淳	〃	〃	〃	金融共済担当委員長、 生産担当委員、実践的能力者
〃	平 出 明 彦	〃	〃	〃	生産担当委員、金融共済担当委員、実践的能力者
〃	赤 堀 公 子	〃	〃	〃	企画総務担当委員、生産担当委員 実践的能力者、女性
〃	菊 池 信 雄	〃	〃	〃	企画総務担当委員 生産担当委員、認定農業者
〃	柏 木 勝	〃	〃	〃	企画総務担当委員 生産担当副委員長、認定農業者
〃	新 井 健 一 郎	〃	〃	〃	生産担当委員 金融共済担当委員、実践的能力者
〃	遠 藤 修 一	〃	〃	〃	企画総務担当委員 生産担当委員、認定農業者
〃	吉 澤 清 美	〃	〃	〃	生活担当副委員長、金融共済担当委員 実践的能力者、女性
〃	吉 澤 正 順	〃	〃	〃	企画総務担当委員、金融共済担当副委員長 認定農業者
〃	山 口 嘉 重	〃	〃	〃	㈱ヤツレン取締役、企画総務担当委員 生活担当委員、実践的能力者
〃	佐 藤 寛 司	〃	〃	〃	生産担当委員、生活担当委員 認定農業者
〃	中 嶋 賢 二	〃	〃	〃	生産担当委員 生活担当委員、認定農業者
〃	井 出 太 実	〃	〃	〃	企画総務担当副委員長 金融共済担当委員、認定農業者 実践的能力者
〃	由 井 政 直	〃	〃	〃	生産担当副委員長 金融共済担当委員、認定農業者
〃	高 見 澤 充	〃	〃	〃	㈱ヤツレン監査役、生活担当委員 金融共済担当委員、認定農業者
代表監事	黒 澤 徹	〃		〃	
常勤監事	小 林 孝	常 勤		〃	員外監事
監 事	依 田 猛 義	非 常 勤		〃	
〃	中 島 晋	〃		〃	
〃	井 出 博 彦	〃		〃	

※ 令和8年2月末現在の状況です。

(単位：人)

区 分	前期末	当期就任	当期退任	当期末	定款に定める 役員の定数
理 事 (うち常勤) (うち女性)	22 (4) (2)	22 (4) (2)	22 (4) (2)	22 (4) (2)	20人～26人 (3人以上)
監 事 (うち常勤) (うち女性)	5 (1) (0)	5 (1) (－)	5 (1) (－)	5 (1) (0)	4人～5人 (1人以上)
合 計 (うち女性)	27 (2)	27 (2)	27 (2)	27 (2)	24人～31人

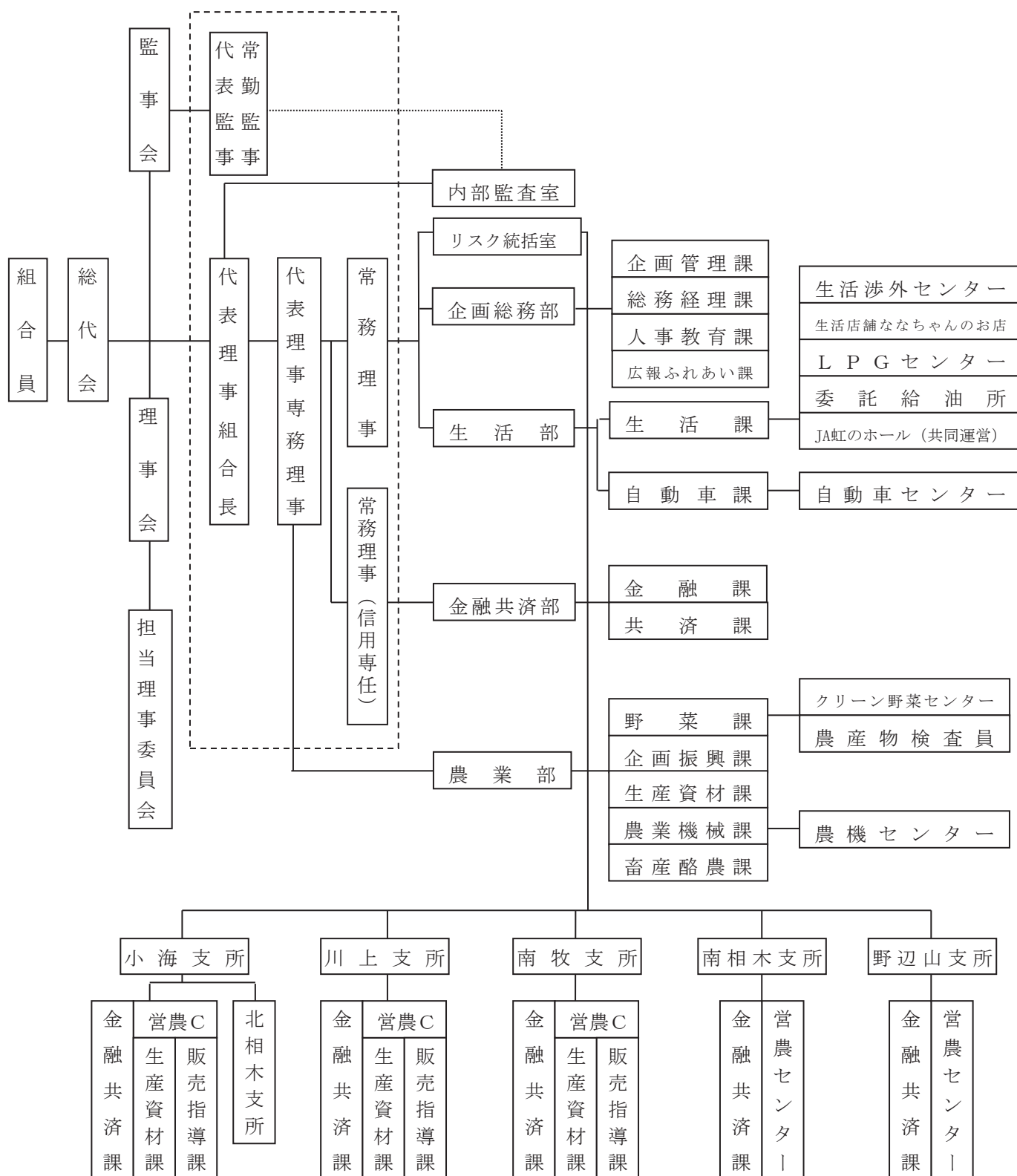
○職員の内訳

(単位：人)

区 分	令 和 7 年 度 末			令 和 6 年 度 末		
	男	女	計	男	女	計
一 般 職 員	130	68	198	134	67	201
営 農 技 術 員	9	1	10	10	2	12
く ら し の 活 動 相 談 員	－	2	2	－	2	2
合 計	139	71	210	144	71	215

○組織機構

令和8年2月28日現在



■ 会計監査人の氏名又は名称

みのり監査法人（令和8年2月28日現在） 所在地 東京都港区

■ 特定信用事業代理業者の状況

当JAにおいては該当ありません。

■ 地 区

当JAは小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村一円を地区としております。

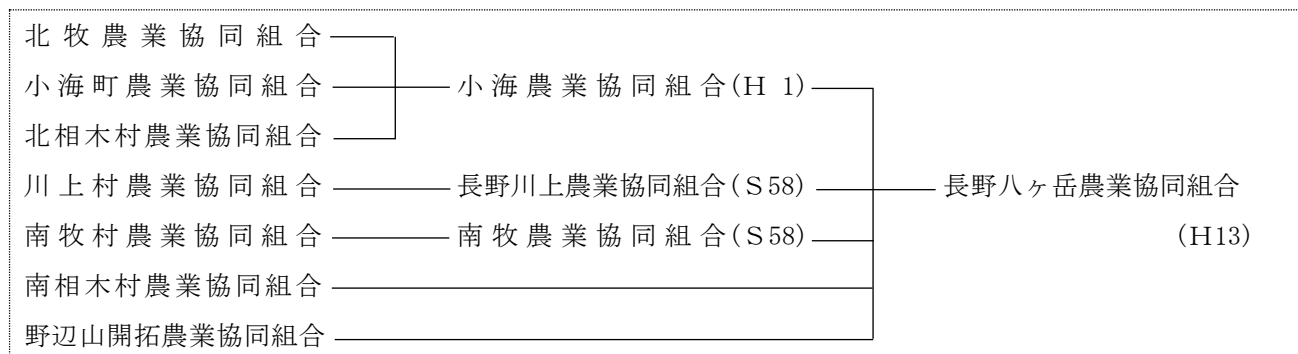
■ 店舗一覧

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	ATM設置台数
本 所	〒384-1305 南佐久郡南牧村大字野辺山106-1	0267-91-1101	—
小 海 支 所	〒384-1103 南佐久郡小海町大字豊里37-1	0267-92-2061	1 台
北 相 木 支 所	〒384-1201 南佐久郡北相木村大字久保2744	0267-77-2211	—
川 上 支 所	〒384-1407 南佐久郡川上村大字御所平930	0267-97-2211	2 台
南 牧 支 所	〒384-1302 南佐久郡南牧村大字海ノ口1100-1	0267-96-2021	1 台
南 相 木 支 所	〒384-1211 南佐久郡南相木村大字中島3522	0267-78-2211	1 台
野 辺 山 支 所	〒384-1305 南佐久郡南牧村大字野辺山106-1	0267-98-3366	1 台

※店舗外ATM設置台数 3台（小海駅前・居倉公民館・海尻基幹集落センター）

■ 沿革・歩み

当 J A は昭和22年の農業協同組合法の公布を受け、昭和23年以降に設立された7つの農協が時代の変遷とともに合併を重ね、平成13年3月1日に設立されました。



平成13年度	平成24年度
3月 1日 長野八ヶ岳農業協同組合設立	5月24日 第12回通常総代会
5月24日 第1回通常総代会	6月15日 金融事業競進会 優秀賞受賞
12月17日 あおぞらホール増築完成式典	平成25年度
平成14年度	5月24日 第13回通常総代会
5月24日 第2回通常総代会	平成26年度
5月28日 長野八ヶ岳女性部設立総会	5月23日 第14回通常総代会
11月22日 組織内イントラネット稼動	6月 6日 金融事業競進会 特別優秀賞受賞
25日 小海支所ATM機移設(役場庁舎)	平成27年度
27日 エンジョイライフ事業設立総会	5月26日 第15回通常総代会
平成15年度	6月 5日 金融事業競進会 特別優秀賞受賞
5月23日 第3回通常総代会	平成28年度
平成16年度	5月26日 第16回通常総代会
5月21日 第4回通常総代会	6月 3日 金融事業競進会 特別優秀賞受賞
6月 金融事業競進会 特別優秀賞受賞	平成29年度
平成17年度	5月26日 第17回通常総代会
5月24日 第5回通常総代会	6月 7日 金融事業競進会 優秀賞受賞
6月 金融事業競進会 特別優秀賞受賞	平成30年度
平成18年度	5月25日 第18回通常総代会
5月 8日 JASTEM運用開始	6月 7日 金融事業競進会信連会長表彰受賞
5月24日 第6回通常総代会	令和元年度
平成19年度	5月25日 第19回通常総代会
5月24日 第7回通常総代会	6月 5日 金融事業競進会 最優秀賞受賞
6月 金融事業競進会 特別優秀賞受賞	11月22日 小海支所竣工
8月 貯金残高600億円達成	令和2年度
平成20年度	5月26日 第20回通常総代会
5月22日 第8回通常総代会	7月 3日 南牧支所竣工
6月 金融事業競進会 特別優秀賞受賞	令和3年度
平成21年度	5月25日 第21回通常総代会
5月22日 第9回通常総代会	令和4年度
平成22年度	5月26日 第22回通常総代会
5月 6日 新JASTEM稼動	令和5年度
5月21日 第10回通常総代会	5月24日 第23回通常総代会
6月 2日 金融事業競進会 特別優秀賞受賞	令和6年度
平成23年度	5月24日 第24回通常総代会
5月25日 第11回通常総代会	令和7年度
6月 8日 金融事業競進会 特別優秀賞受賞	5月23日 第25回通常総代会

資 料 編

目 次

貸借対照表	30
損益計算書	31
注記表	32
剰余金処分計算書	57
経費の内訳	59
自己資本の充実の状況	59
信用事業取扱実績等	80
共済事業取扱実績等	91
経済事業取扱実績等	93
会計監査人の監査の状況	95
連結情報	96

■ 貸借対照表

(単位：千円)

資 産			負債及び純資産		
科 目	令和7年度	令和6年度	科 目	令和7年度	令和6年度
	令和8年2月28日	令和7年2月28日		令和8年2月28日	令和7年2月28日
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1 信 用 事 業 資 産	89,011,540	89,494,275	1 信 用 事 業 負 債	87,737,270	87,823,292
(1) 現 金	480,593	470,800	(1) 貯 金	87,077,125	87,239,072
(2) 預 金	67,064,064	69,030,715	(2) 借 入 金	32,990	55,135
系 統 預 金	65,564,064	67,530,715	(3) そ の 他 の 信 用 事 業 負 債	249,656	209,028
系 統 外 預 金	1,500,000	1,500,000	未 払 費 用	70,760	17,882
(3) 有 価 証 券	4,960,158	4,078,683	そ の 他 の 負 債	178,895	191,145
国 債	2,820,260	2,255,470	(4) 債 務 保 証	377,498	320,056
地 方 債	1,307,378	717,003	2 共 済 事 業 負 債	311,123	282,211
社 債	832,520	866,360	(1) 共 済 資 金	175,330	148,465
受 益 証 券	—	239,850	(2) 未 経 過 共 済 付 加 収 入	130,270	128,253
(4) 貸 出 金	15,840,650	15,386,365	(3) 共 済 未 払 費 用	5,518	5,490
(5) そ の 他 の 信 用 事 業 資 産	308,061	227,232	(4) そ の 他 の 共 済 事 業 負 債	5	1
未 収 収 益	185,632	85,861	3 経 済 事 業 負 債	791,805	833,353
そ の 他 の 資 産	122,428	141,371	(1) 経 済 事 業 未 払 金	759,043	794,330
(6) 債 務 保 証 見 返	377,498	320,056	(2) 経 済 受 託 債 務	22,987	29,749
(7) 貸 倒 引 当 金	△ 19,486	△ 19,577	(3) そ の 他 の 経 済 事 業 負 債	9,774	9,273
2 共 済 事 業 資 産	18,279	26,568	4 雑 負 債	508,237	667,888
(1) そ の 他 の 共 済 事 業 資 産	18,279	26,568	(1) 未 払 法 人 税 等	44,825	77,320
3 経 済 事 業 資 産	1,865,887	1,804,013	(2) リ ー ス 債 務	5,798	7,761
(1) 経 済 事 業 未 収 金	751,002	755,408	(3) 資 産 除 去 債 務	186,234	186,128
(2) 経 済 受 託 債 権	38,617	58,558	(3) そ の 他 の 負 債	271,377	396,678
(3) 棚 卸 資 産	1,003,800	923,181	5 諸 引 当 金	529,470	532,755
購 買 品	992,610	910,202	(1) 賞 与 引 当 金	110,129	111,354
そ の 他 の 棚 卸 資 産	11,189	12,978	(2) 退 職 給 付 引 当 金	406,665	395,086
(4) そ の 他 の 経 済 事 業 資 産	75,398	68,543	(3) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	12,675	26,313
(5) 貸 倒 引 当 金	△ 2,931	△ 1,677	負 債 の 部 合 計	89,877,907	90,139,500
4 雑 資 産	576,512	603,286	(純 資 産 の 部)		
(1) 雑 資 産	576,512	603,286	1 組 合 員 資 本	11,557,617	11,604,078
(2) 貸 倒 引 当 金	△ 0	△ 0	(1) 出 資 金	3,738,127	3,835,720
5 固 定 資 産	4,316,753	4,384,166	(2) 利 益 剰 余 金	7,914,904	7,884,880
(1) 有 形 固 定 資 産	4,308,194	4,374,451	利 益 準 備 金	3,987,269	3,887,269
建 物	6,461,447	6,447,532	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,927,635	3,997,610
機 械 装 置	3,988,508	3,779,811	教 育 積 立 金	226,136	226,136
土 地	747,642	747,642	健 康 福 祉 積 立 金	197,005	197,005
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,431,912	2,351,327	税 効 果 調 整 積 立 金	164,904	164,904
減 価 償 却 累 計 額	△ 9,321,316	△ 8,951,862	情 報 施 設 積 立 金	13,190	13,190
(2) 無 形 固 定 資 産	8,558	9,714	事 業 基 盤 強 化 積 立 金	2,212,936	2,212,936
6 外 部 出 資	4,960,460	4,960,460	農 業 振 興 開 発 積 立 金	600,000	600,000
系 統 出 資	4,547,680	4,547,680	肥 料 供 給 価 格 積 立 金	3,889	3,889
系 統 外 出 資	92,780	92,780	小 海 地 区 農 業 生 産 振 興 事 業 積 立 金	26,164	26,164
子 会 社 等 出 資	320,000	320,000	南 牧 地 区 固 定 資 産 取 得 等 積 立 金	11,701	11,701
7 繰 延 税 金 資 産	166,715	164,904	南 相 木 地 区 固 定 資 産 取 得 等 積 立 金	32,465	32,465
			当 期 未 処 分 剰 余 金	439,241	509,217
			(う ち 当 期 剰 余 金)	(174,976)	(305,692)
			(3) 処 分 未 済 持 分	△ 95,414	△ 116,522
			2 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 519,376	△ 305,904
			(1) そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 519,376	△ 305,904
資 産 の 部 合 計	100,916,148	101,437,674	純 資 産 の 部 合 計	11,038,241	11,298,174
			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	100,916,148	101,437,674

■ 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和7年度	令和6年度
	令和7年3月 1日から 令和8年2月28日まで	令和6年3月 1日から 令和7年2月28日まで
1 事業総利益	2,501,748	2,616,688
事業収益	14,424,574	14,281,584
事業費用	11,922,826	11,664,895
(1) 信用事業収益	810,792	684,636
資金運用収益	749,048	631,196
(うち預金利息)	(451,397)	(351,411)
(うち有価証券利息)	—	(1,769)
(うち貸出金利息)	(200,615)	(179,128)
(うちその他受入利息)	(97,034)	(98,887)
役務取引等収益	32,159	31,015
その他経常収益	29,584	22,424
(2) 信用事業費用	281,557	113,744
資金調達費用	170,613	43,574
(うち貯金利息)	169,371	(41,837)
(うち給付補填備金繰入)	367	(293)
(うち借入金利息)	866	(1,436)
(うちその他支払利息)	8	(6)
役務取引等費用	11,250	10,791
その他事業直接費用	13,274	—
その他経常費用	86,418	59,378
(うち貸倒引当金戻入益)	(△91)	(△26,005)
信用事業総利益	529,235	570,892
(3) 共済事業収益	319,524	316,663
共済付加収入	290,832	287,989
その他の収益	28,692	28,674
(4) 共済事業費用	15,522	15,166
共済推進費	5,484	5,515
その他の費用	10,038	9,651
共済事業総利益	304,001	301,496
(5) 購買事業収益	8,202,674	8,239,972
購買品供給高	8,026,232	8,018,961
購買手数料	40,404	44,436
修理サービス料	91,033	86,079
その他の収益	45,004	90,494
(6) 購買事業費用	7,447,684	7,391,498
購買品供給原価	7,268,139	7,218,371
修理サービス費	6,947	6,291
その他の費用	172,597	166,834
(うち貸倒引当金繰入額)	1,254	—
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(△7,436)
購買事業総利益	754,990	848,474
(7) 販売事業収益	638,284	654,400
販売手数料	609,959	618,754
その他の収益	28,324	35,645
(8) 販売事業費用	16,157	17,032
その他の費用	16,157	17,032
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
販売事業総利益	622,126	637,367

科 目	令和7年度	令和6年度
	令和7年3月 1日から 令和8年2月28日まで	令和6年3月 1日から 令和7年2月28日まで
(9) 利用事業収益	4,444,369	4,358,227
(10) 利用事業費用	4,148,152	4,090,863
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
利用事業総利益	296,217	267,364
(11) 直販事業収益	50,182	48,210
(12) 直販事業費用	3,594	3,881
直販事業総利益	46,588	44,328
(13) 指導事業収入	34,894	30,141
(14) 指導事業支出	86,306	83,377
指導事業収支差額	△ 51,411	△ 53,235
2 事業管理費	2,350,770	2,312,375
(1) 人件費	1,546,580	1,510,851
(2) 業務費	158,715	154,107
(3) 諸税負担金	62,208	65,635
(4) 施設費	563,341	562,669
(5) その他事業管理費	19,924	19,111
事業利益	150,978	304,313
3 事業外収益	398,307	411,144
(1) 受取雑利息	1,616	701
(2) 受取出資配当	54,028	54,330
(3) 賃貸料	31,352	31,564
(4) 出荷奨励金	287,746	296,640
(5) 雑収入	23,563	27,908
4 事業外費用	293,863	296,881
(1) 寄付金	10	—
(2) 出荷奨励金戻	287,746	296,640
(3) 雑損失	6,106	241
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
経常利益	255,422	418,575
5 特別利益	33,214	806
(1) 固定資産処分益	4	—
(2) 一般補助金	33,210	806
6 特別損失	60,175	37,187
(1) 固定資産処分損	26,965	7,362
(2) 固定資産圧縮損	33,210	806
(3) 減損損失	—	29,018
税引前当期利益	228,462	382,194
法人税、住民税及び事業税	55,296	74,982
法人税等調整額	△ 1,811	1,519
法人税等合計	53,485	76,502
当期剰余金	174,976	305,692
当期首繰越剰余金	264,265	202,005
税効果調整積立金取崩	—	1,519
当期末処分剰余金	439,241	509,217

《損益計算書・備考》

(令和7年度) 目的積立金取崩額はありません。

(令和6年度) 目的積立金取崩額の内訳は、税効果調整積立金1,519千円です。

注 記 表

【令和7年度】

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
- ・子会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法
- ・その他有価証券・・・①時 価 の あ る も の：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・購買品（生産資材・燃料等）・・・・・・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・購買品（農機・自動車）・・・・・・・・・・個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・購買品（生活店舗品・部品等）・・・・・・売価還元法による低価法

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しています。

（2）無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4. 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証

による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

5. 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

6. 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

7. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

8. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 利用事業

予冷库・共同選荷場・セレモニー事業等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(4) 直販事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して業者等に直接販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

9. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

10. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

11. その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部利益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額については1,396,933千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	圧 縮 記 帳 額
建 物	496,255
機 械 装 置	793,775
土 地	19,904
そ の 他 固 定 資 産	86,998
合 計	1,396,933

2. 担保に供している資産

定期預金1,750,000千円を為替決済の担保に、定期預金18,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	195,959千円
子会社等に対する金銭債務の総額	1,758,202千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	120,385千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	該当ありません。

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は25,200千円、危険債権額は221,170千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は246,371千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	16,371千円
うち事業取引高	11,237千円
うち事業取引以外の取引高	5,134千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	4,343千円
うち事業取引高	4,138千円
うち事業取引以外の取引高	204千円

Ⅳ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金は主に農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク統括室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.49%上昇したものと想定した場合には、経済価値が363,047千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（３）に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	67,064,064	66,666,417	△397,647
系統預金	65,564,064	65,398,945	△165,119
系統外預金	1,500,000	1,267,472	△232,527
有価証券	4,960,158	4,893,917	△66,241
満期保有目的の債券	1,196,661	1,130,420	△66,241
その他の有価証券	3,763,497	3,763,497	—
貸出金	15,840,650		
貸倒引当金（※）	△19,486		
貸倒引当金控除後	15,821,164	14,813,991	△1,007,173
資 産 計	87,845,387	86,374,325	△1,471,061
貯金	87,077,125	86,824,067	△253,058
負 債 計	87,077,125	86,824,067	△253,058

（※）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

資 産

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるＯＩＳレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価により算定しております。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によります。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金

を控除した額を時価に代わる金額としています。

負 債

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（１）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資（※）	4,960,460

（※）外部出資は、全て市場価格はなく時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

（４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	67,064,064	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	1,200,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	100,000	100,000	4,120,000
貸出金（※１・２）	2,087,698	1,123,477	1,008,106	888,791	779,217	9,944,456
合 計	69,151,763	1,123,477	1,008,106	988,791	879,217	15,264,456

（※１）貸出金のうち、当座貸越627,110千円については「1年以内」に含めています。

（※２）貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等8,904千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（５）有利子負債の決算日後の返済予定額（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（※）	83,296,701	2,004,782	952,269	437,148	120,454	265,769

（※）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

V 有価証券に関する注記

１．有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	98,833	99,830	996
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	1,097,827	1,030,590	△67,237
合 計		1,196,661	1,130,420	△66,241

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	2,820,260	3,263,739	△443,479
	地方債	110,717	119,591	△8,874
	社 債	832,520	899,542	△67,022
	小 計	3,763,497	4,282,873	△519,376
合 計		3,763,497	4,282,873	△519,376

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券はありません。

3. 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

4. 当事業年度において、減損処理を行った有価証券

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

VI 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	395,086千円
退職給付費用	109,008千円
退職給付の支払額	△43,384千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△54,044千円</u>
期末における退職給付引当金	406,665千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,286,781千円
特定退職金共済制度	<u>△880,115千円</u>
未積立退職給付債務	<u>406,665千円</u>
退職給付引当金	406,665千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	109,008千円
----------------	-----------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,559千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、103,934千円となっています。

VII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
資産除去債務	52,034千円
退職給付引当金	113,430千円
役員退職慰労引当金	3,541千円
賞与引当金	29,988千円
減損損失	44,294千円
未払事業税	3,170千円
その他有価証券評価差額金	145,113千円
未払費用	20,503千円
その他	32,126千円
繰延税金資産小計	444,203千円
評価性引当額	<u>△260,664千円</u>
繰延税金資産合計（A）	183,539千円

繰延税金負債	
資産除去費用	10,284千円
未収預金利息	6,539千円
繰延税金負債合計（B）	16,824千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	166,715千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.20%
事業利用分量配当金の損金に算入された項目	△5.96%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.43%
住民税均等割等	1.73%
評価性引当額の増減	0.96%
税率変更による期末繰延税金資産の修正	△1.21%
その他	△0.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.41%

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和9年3月1日以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が従来の27.23%から、27.94%に変更されました。この変更による影響は軽微です。

VIII 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記8. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

IX その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～42年、割引率は0%～3.0%を採用しています。

（3）当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	186,128千円
時の経過による調整額	106千円
期末残高	186,234千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当 J A の施設に関して、不動産賃借契約に基づき退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設等は当 J A が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。

また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

【令和6年度】

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
- ・子会社株式・・・・・・・・移動平均法による原価法
- ・其他有価証券・・・①時 価 の あ る も の：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）
②市場価格のない株式：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・購買品（生産資材・燃料等）・・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・購買品（農機・自動車）・・・・個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・購買品（生活店舗品・部品等）・・・・売価還元法による低価法

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しています。

（2）無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4. 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

5. 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

6. 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

7. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

8. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 利用事業

予冷库・共同選荷場・セレモニー事業等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(4) 直販事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して業者等に直接販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引

き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

9. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

10. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

11. その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部利益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額については1,363,723千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	圧 縮 記 帳 額
建 物	496,255
機 械 装 置	770,565
土 地	19,904
そ の 他 固 定 資 産	76,998
合 計	1,363,723

2. 担保に供している資産

定期預金1,750,000千円を為替決済の担保に、定期預金18,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 415千円

子会社等に対する金銭債務の総額 1,512,886千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 107,339千円

理事、監事に対する金銭債務の総額 該当ありません。

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに

掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は26,740千円、危険債権額は196,686千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は223,426千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額 16,480千円

うち事業取引高 11,346千円

うち事業取引以外の取引高 5,134千円

(2) 子会社等との取引による費用総額 4,897千円

うち事業取引高 4,668千円

うち事業取引以外の取引高 228千円

2. 減損会計に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、信用共済・営農・経済事業の管理会計部門別損益を把握し事業運営・経営管理を行っており、投資の意思決定を行う単位として地理的事業所立地により、信用事業・共済事業・生産購買事業・販売事業・各地区利用事業は、5支所のグループ（小海支所、川上支所、南牧支所、南相木支所、野辺山支所）ごとに、また、7給油所、1葬祭センター、1自動車センターについては各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、農業関連施設（クリーン野菜センター・育苗センター・農機センター）、南牧生活店舗「ななちゃんのお店」は、他の資産グループや地域の組合員によるJA事業利用を促進することにより、一般資産のキャッシュ・フロー生成に関連していることから全体共用資産としています。

賃貸資産及び遊休資産は各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
自動車センター	営業用店舗	機械装置他	
海ノ口SS	営業用店舗	建物他	
川上堆肥センター	遊休	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

自動車センターについては、当該店舗の営業収支が連続して赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

海ノ口SSについては、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、遊休資産である川上堆肥センターについては、早期処分対象であることから、回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場 所	合 計	建 物	機 械 装 置	土 地	その他有形固定資産	無形固定資産
自動車センター	2,823	—	1,470	—	845	507
海ノ口SS	9,246	5,394	1,730	—	2,122	—
川上堆肥センター	16,948	—	—	16,948	—	—

(4) 回収可能価額の算定方法

自動車センター、海ノ口SS、川上堆肥センターの固定資産の回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組保管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金は主に農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク統括室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門

が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.67%上昇したものと想定した場合には、経済価値が535,886千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（３）に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	69,030,715	68,785,925	△244,789
系統預金	67,530,715	67,389,415	△141,299
系統外預金	1,500,000	1,396,510	△103,489
有価証券	4,078,683	4,056,503	△22,180
満期保有目的の債券	600,000	577,820	△22,180
其他有価証券	3,478,683	3,478,683	—
貸出金	15,386,365		
貸倒引当金 (※)	△19,577		
貸倒引当金控除後	15,366,788	14,957,787	△409,000
資 産 計	88,476,186	87,800,216	△675,970
貯金	87,239,072	87,041,154	△197,917
負 債 計	87,239,072	87,041,154	△197,917

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

資 産

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価により算定しております。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によります。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によります。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金

を控除した額を時価に代わる金額としています。

負債

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（3）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資（※）	4,960,460

（※）外部出資は、全て市場価格はなく時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

（4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	69,030,715	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	600,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	80,550	159,300	—	100,000	3,420,000
貸出金（※1・2）	1,941,764	1,113,042	967,906	831,390	714,841	9,808,740
合 計	70,972,479	1,193,592	1,127,206	831,390	814,841	13,828,740

（※1）貸出金のうち、当座貸越573,800千円については「1年以内」に含めています。

（※2）貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等8,679千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（5）有利子負債の決算日後の返済予定額（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（※）	83,464,608	1,296,578	1,321,223	347,636	555,327	253,697

（※）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

V 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	600,000	577,820	△22,180
合 計		600,000	577,820	△22,180

② 其他有価証券で時価のあるもの

其他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	100,590	100,000	590
	小 計	100,590	100,000	590
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	2,154,880	2,365,599	△210,719
	地方債	117,003	119,547	△2,544
	社 債	866,360	899,439	△33,079
	受益証券	239,850	300,000	△60,150
	小 計	3,378,093	3,684,587	△306,494
合 計		3,478,683	3,784,587	△305,904

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及び其他有価証券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及び其他有価証券はありません。

3. 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

4. 当事業年度において、減損処理を行った有価証券

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

VI 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	426,467千円
退職給付費用	102,640千円
退職給付の支払額	△82,832千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△51,189千円</u>
期末における退職給付引当金	395,086千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,277,401千円
特定退職金共済制度	<u>△882,315千円</u>
未積立退職給付債務	<u>395,086千円</u>
退職給付引当金	395,086千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	102,640千円
----------------	-----------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金15,884千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、118,745千円となっています。

VII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

資産除去債務	50,682千円
退職給付引当金	107,582千円
役員退職慰労引当金	7,165千円
賞与引当金	30,321千円
減損損失	47,618千円
未払事業税	5,259千円
その他有価証券評価差額金	83,297千円
未払費用	19,310千円
その他	<u>26,478千円</u>
繰延税金資産小計	377,716千円
評価性引当額	<u>△193,724千円</u>
繰延税金資産合計（A）	183,991千円

繰延税金負債	
資産除去費用	12,429千円
未収預金利息	6,657千円
繰延税金負債合計（B）	19,086千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	164,904千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.03%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.05%
事業利用分量配当金の損金に算入された項目	△7.12%
住民税均等割等	1.04%
評価性引当額の増減	2.70%
法人税等還付税額	△3.72%
その他	△0.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.02%

3. 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和9年3月1日以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が、当事業年度の27.23%から、27.94%に変更されます。この変更による影響は軽微です。

VIII 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記8. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

IX その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～42年、割引率は0%～3.0%を採用しています。

（3）当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	186,012千円
時の経過による調整額	116千円

期末残高

186,128千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当 J A の施設に関して、不動産賃貸契約に基づき退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設等は当 J A が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。

また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

■ 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	金 額	
	令和 7 年度	令和 6 年度
1. 当期末処分剰余金	439,241,877	509,217,492
2. 剰余金処分額	195,886,999	244,952,244
(1) 利益準備金	100,000,000	100,000,000
(2) 任意積立金	1,811,006	-
(税効果調整目的積立金)	(1,811,006)	-
(3) 出資配当金	44,092,246	44,976,870
(4) 事業分量配当金	49,983,747	99,975,374
3. 次期繰越剰余金	243,354,878	264,265,248

(注) 1. 出資配当は平均残高に対し年1.20%の割合です。ただし、年度内の増資および新加入については日割計算です。

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

事業分量配当の基準

(令和 7 年度)

対象項目	配当率(%)	配当金額	配 当 基 準
貯 金	0.0592%	14,983,747	令和 7 年度定期貯金平均残高
生産資材 (肥料)	0.8432%	10,000,000	令和 7 年度供給金額
生産資材 (農薬)	0.7038%	10,000,000	令和 7 年度供給金額
生産資材 (マルチ)	3.7705%	15,000,000	令和 7 年度供給金額
合 計		49,983,747	

(令和 6 年度)

(単位：円)

対象項目	配当率(%)	配当金額	配 当 基 準
貯 金	0.0588%	14,975,374	令和 6 年度定期貯金平均残高
生産資材 (農薬)	1.4839%	20,000,000	令和 6 年度供給金額
生産資材 (ダンボール)	3.0291%	40,000,000	令和 6 年度供給金額
生産資材 (マルチ)	6.6373%	25,000,000	令和 6 年度供給金額
合 計		99,975,374	

(注) 3. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準は次のとおりです。

種 類	積 立 目 的	積立目標額	積立基準	取 崩 基 準
教 育 積 立 金	J Aの組合員及び役職員の教育と農業後継者の育成に資するため	組 合 員 1 人 当 たり 5 万 円	各事業年度の剰余金より計画的に積立てるほか、篤志家及び行政ほかの寄付等の受入額に相当する額を積立てる。	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取り崩す。
健 康 福 祉 積 立 金	J Aが進める健康・福祉運動と長期的かつ体系的な関連施設整備に資するため	組 合 員 1 人 当 たり 5 万 円	各事業年度の剰余金より計画的に積立てるほか、篤志家及び行政ほかの寄付等の受入額に相当する額を積立てる。	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取り崩す。
税 効 果 調 整 積 立 金	財務の健全化に資することを目的とし、税効果会計による繰延税金資産の変動に対処するため	当 年 度 決 算 に お い て 計 上 し た 繰 延 税 金 資 産 と 同 額	繰延税金資産が増加した場合は、その相当額を新たに積立てるものとし、新たな積立てをする場合は、剰余金処分による。	積立目的に伴う支出が発生した場合に理事会の決議を経て取り崩す。
情 報 施 設 積 立 金	組合員に対する新しいサービス提供並びに新信用事業システム移行への整備に資するため	100,000千円	平成17 年2月末までに目標額に対し各事業年度の剰余金より積立てる。	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取り崩す。
事 業 基 盤 強 化 積 立 金	定款第67条第2項に定める組合の事業の改善発達のため、農業振興にかかわる研究開発など新規事業開発に対する支出、会計制度・会計基準の変更に伴う支出、財務健全化を目的とした支出、これらに準ずる支出に充てるため	3,500,000千円	剰余金処分より積立てるものとする。	目的に対する支出に対して理事会の決議を経て取り崩す。
農 業 振 興 開 発 積 立 金	資材の高騰や農畜産物価格の低迷、大規模自然災害等による農業経営の危機に対処するため、力強い農業づくりを目的として行う事業施策及び管内の農業振興を目的として行う事業の支出に備えるため	1,000,000千円	剰余金処分より積立てるものとする。	目的に対する支出に対して理事会の決議を経て取り崩す。
肥 料 供 給 価 格 積 立 金	肥料価格の安定を図るため	3,889千円	本積立金は被合併J Aの平成2年度決算において積み立てられた肥料供給価格準備金の合計額をもって原資とし、新たな積立は行わない。	目的に対する支出に対して理事会の決議を経て取り崩す。
小 海 地 区 農 業 生 産 振 興 事 業 積 立 金	小海支所地区の農畜産物、農業生産資材等の価格変動リスクに対する負担並びに地域農業振興のための農業関連施設の取得等に資するため	52,786千円	新たな積立は行わない。	目的に対する支出に対して理事会の決議を経て取り崩す。
南 牧 地 区 固 定 資 産 取 得 等 積 立 金	南牧支所地区の地域農業振興のため農業関連施設及びJ A事務所等固定資産等の取得に資するため	750,000千円	新たな積立は行わない。	目的に対する支出に対して理事会の決議を経て取り崩す。
南 相 木 地 区 固 定 資 産 取 得 等 積 立 金	南相木支所地区の地域農業振興のため農業関連施設及びJ A事務所等固定資産等の取得に資するため	148,000千円	新たな積立は行わない。	目的に対する支出に対して理事会の決議を経て取り崩す。

(注) 4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額30,000千円が含まれています。

■ 経費の内訳

(単位：千円)

	令和7年度	令和6年度	増減
人件費	1,546,580	1,510,851	35,729
うち給料手当	1,135,890	1,111,928	23,962
うち福利・厚生費	234,979	229,545	5,434
うち退職給付費用	109,008	102,640	6,368
うちその他人件費	66,701	66,737	△36
物件費	804,190	801,523	2,667
うち業務費	158,715	154,107	4,608
うち諸税負担金	62,208	65,635	△3,427
うち施設費	563,341	562,669	672
うちその他事業管理費	19,924	19,111	813

■ 自己資本の充実の状況

○自己資本比率の状況

当J Aでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財政基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年2月末における自己資本比率は、31.75%となりました。

当J Aの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額 3,738百万円（前年度3,835百万円）

当J Aは、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当J Aが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

○自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和7年度	令和6年度
	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	11,463,541	11,459,125
うち、出資金及び資本準備金の額	3,738,127	3,835,720
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	7,914,904	7,884,880
うち、外部流失予定額(△)	94,075	144,952
うち、上記以外に該当するものの額	△ 95,414	△ 116,522
コア資本に係る基礎項目の額に算出される引当金の合計額	428	837
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	428	837
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	11,463,970	11,459,963
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	8,558	9,714
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものの以外の額	8,558	9,714
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	8,558	9,714
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	11,455,411	11,450,248

項 目	令和7年度	令和6年度
	当期末	前期末
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	34,972,086	34,383,953
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,106,756	4,960,259
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	36,078,842	39,344,213
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(二))	31.75%	29.10%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについて、当年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

■ 自己資本の充実度に関する事項

○信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和7年度（当年度）		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	現金	457,593	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,275,871	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	3,595,594	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	71,193,439	15,038,688	601,547
	（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,567,208	750,454	30,018
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向けおよび個人向け	1,042,294	624,195	24,967
	（うちトランザクター向け）	2,190	985	39
	不動産関連向け	499,239	337,434	13,497
	（うち自己居住用不動産等向け）	499,239	337,434	13,497
	（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	186,248	234,240	9,369
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	40,261	32,189	1,287
	取立未済手形	6,602	1,320	52
	信用保証協会等による保証付	7,574,217	734,083	29,363
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	株式等	1,377,920	1,377,920	55,116

		令和7年度（当年度）		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	上記以外	10,469,583	15,841,559	633,662
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	3,582,540	8,956,350	358,254
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	6,887,043	6,885,209	275,408
	証券化	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(うち短期STC要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	(うちレックスルー方式)	—	—	—
	(うちマंडレート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を適用する エクスポージャー計	101,286,076	34,972,086	1,398,883
	CVAリスク相当額 ÷ 8 % (簡便法)	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）	101,286,076	34,972,086	1,398,883
	マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 〈簡易方式・標準的方式〉	マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
		—		—
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
		1,106,756		44,270
	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
		36,078,842		1,443,153

○オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和7年度（当年度）
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,106,756
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	44,270
BI	737,837
BIC	88,540

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

○信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和6年度（前年度）		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	470,800	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,472,410	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	2,808,439	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	73,071,649	14,614,329	584,573
	法人等向け	1,631,526	797,189	31,887
	中小企業等向け及び個人向け	785,186	424,504	16,980
	抵当権付住宅ローン	246,980	82,569	3,302
	不動産取得等事業向け	—	—	—
	三月以上延滞等	71,814	107,717	4,308
	取立未済手形	6,497	1,299	51
	信用保証協会等保証付	7,440,154	721,068	28,842
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	1,377,920	1,377,920	55,116
	（うち出資等のエクスポージャー）	1,377,920	1,377,920	55,116
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	上記以外	10,906,836	16,256,755	650,270
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	3,582,540	8,956,350	358,254
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	7,324,296	7,300,405	292,016
	証券化	—	—	—
	（うちS T C 要件適用分）	—	—	—
	（うち非S T C 適用分）	—	—	—

		令和6年度（前年度）		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	300,000	600	24
	（うちルックスルー方式）	300,000	600	24
	（うちマンドート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	101,590,214	34,383,953	1,375,358
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）		101,590,214	34,383,953	1,375,358
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		4,960,259		198,410
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		39,344,213		1,573,768

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額

÷8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

■ 信用リスクに関する事項

○標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門 向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

○信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		7 年度（当年度）				6 年度（前年度）			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国 内		101,286	16,251	5,495	226	101,290	15,731	4,094	71
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		101,286	16,251	5,495	226	101,290	15,731	4,094	71
法人	農業	34	34	—	—	64	64	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	516	192	—	—	323	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	378	378	—	—	320	320	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	702	—	702	—	702	—	702	—
	運輸・通信業	131	1	100	—	130	0	100	—
	金融・保険業	74,942	4,000	100	—	76,819	4,000	100	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,296	331	—	—	1,315	350	—	—
	日本国政府・地方公共団体	6,871	2,278	4,592	—	5,280	2,088	3,192	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別残高計		101,286	16,251	5,495	226	101,290	15,731	4,094	71
残存期間別残高計	1年以下	68,416	1,223	—		70,018	946	—	
	1年超3年以下	736	736	—		878	878	—	
	3年超5年以下	1,060	861	199		1,030	930	100	
	5年超7年以下	1,179	1,169	10		812	712	99	
	7年超10年以下	6,242	2,738	3,503		4,371	2,748	1,623	
	10年超	11,080	9,298	1,782		11,595	9,323	2,271	
	期限の定めのないもの	12,569	224	—		12,583	190	—	
残存期間別残高計		101,286	16,251	5,495		101,290	15,731	4,094	

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲で利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令 和 7 年 度					令 和 6 年 度				
	期 首	期 中	期中減少額		期 末	期 首	期 中	期中減少額		期 末
	残 高	増加額	目的使用	その他	残 高	残 高	増加額	目的使用	その他	残 高
一般貸倒引当金	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
個別貸倒引当金	20	21	—	20	21	53	20	—	53	20

○業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令 和 7 年 度						令 和 6 年 度					
		期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
地 域 別 計	国 内	20	21	—	20	21		53	20	—	53	20	
	国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
		20	21	—	20	21		53	20	—	53	20	
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	20	20	—	20	20	—	53	20	—	53	20	—
業 種 別 計		20	21	—	20	21	—	53	20	—	53	20	—

○信用リスク・アセット残高内訳表

令和7年度（当年度）

（単位：千円）

項 目		リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減		CCF・信用リスク削減			リスク・ウェイトの加重平均 値
			効果適用前		効果適用後			
			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ア セットの額	
			A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金		0	457,593	—	457,593	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		0	3,275,871	—	3,275,871	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		0	3,595,594	—	3,595,594	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け		20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け		20～150	71,193,439	—	71,193,439	—	15,038,688	21
（うち第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け）		20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け		10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		20～150	1,267,203	300,005	1,262,100	300,005	750,454	48
（うち特定貸付債権向け）		20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		45～100	961,394	111,562	852,470	80,899	624,195	67
（うちトランザクター向け）		45	—	21,900	—	2,190	985	45
不動産関連向け		20～150	499,239	—	479,216	—	337,434	70
（うち自己居住用不動産等向け）		20～75	499,239	—	479,216	—	337,434	70
（うち賃貸用不動産向け）		30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）		70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）		60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）		100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等		150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを 除く。）		50～150	174,164	—	173,435	—	234,240	135
自己居住用不動産等向けエクスポージャー に係る延滞		100	32,189	—	32,189	—	32,189	100
取立未済手形		20	6,602	—	6,602	—	1,320	20
信用保証協会等による保証付		0～10	7,574,217	—	7,340,831	—	734,083	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付		10	—	—	—	—	—	—
株式等		250～400	1,377,920	—	1,377,920	—	1,377,920	100
共済約款貸付		0	—	—	—	—	—	—
上記以外		100～1250	10,467,749	—	10,467,749	—	15,841,559	151
（うち重要な出資のエクスポー ジャー）		1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部TLAC関連調達手段 に該当するもの以外のものに係る エクスポージャー）		250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）		250	3,582,540	—	3,582,540	—	8,956,350	250
（うち特定項目のうち調整項目に 算入されない部分に係るエクス ポージャー）		250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有している 他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係るエク スポージャー）		250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有していな い他の金融機関等に係るその他外 部TLAC関連調達手段に係るエク スポージャー）		150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポー ジャー）		100	6,885,209	—	6,885,209	—	6,885,209	100
証券化		—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）		—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）		—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）		—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用 対象外分）		—	—	—	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用され るエクスポージャー		—	—	—	—	—	—	—
未決済取引		—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリ スク・アセットの額に算入されなかったも のの額（△）		—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）		—	—	—	—	—	34,972,086	

（注）最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度（前年度）については、記載していません。

○ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和7年度（当年度）

（単位：千円）

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,275,871	—	—	—	—	—	3,275,871						
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	3,595,594	—	—	—	—	—	—	3,595,594					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	67,193,439	—	4,000,000	—	—	—	—	—	71,193,439				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	200,624	702,293	—	—	—	359,182	—	—	300,006	1,562,105			
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—						
株式等	—	—	1,377,920	—	—	1,377,920							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,190	427,397	49,912	453,870	933,369								
（うちトランザクター向け）	2,190	—	—	—	2,190								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	43,289	—	—	—	—	—	429,073	6,854	479,216
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—	—	—										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け	—	—	—	—									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3,760	—	154,906	14,769	173,435								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	32,189	—	—	32,189								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	457,593	—	—	—	—	457,593							
取立未済手形	—	—	6,602	—	—	6,602							
信用保証協会等による保証付	—	7,340,572	—	—	259	7,340,831							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—							
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—							

○資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト 区分	令和7年度（当年度）			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均 値（%）	資産の額及び与信相当額 の合計額（CCF・信用リ スク削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	82,561,030	377,498	100%	82,589,743
40%～70%	4,710,174	21,900	10%	4,712,096
75%	868,575	10,758	10%	856,470
80%	—	—	—	—
85%	297,109	—	—	294,838
90%～100%	444,121	—	—	441,285
105%～130%	—	—	—	—
150%	154,906	—	—	154,906
250%	1,377,920	—	—	1,377,920
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	1,594	1,411	10%	910
合計	90,415,432	411,568	93%	90,428,171

○信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		令和6年度（前年度）		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果勘 案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	6,535	6,535
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	7,210	7,210
	リスク・ウェイト 20%	200	73,078	73,278
	リスク・ウェイト 35%	—	242	242
	リスク・ウェイト 50%	702	5	707
	リスク・ウェイト 75%	—	574	574
	リスク・ウェイト100%	—	9,085	9,085
	リスク・ウェイト150%	—	71	71
	リスク・ウェイト250%	—	3,582	3,582
	その他	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—
合 計		902	100,387	101,290

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

■ 信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がＡ－またはＡ３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ－またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢ－またはＢaa３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和7年度（当年度）	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	300	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	155	2
自己居住用不動産等向け	5	0
賃貸用不動産向け	—	—
事業用不動産関連向け	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	14	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合計	475	3

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額
(単位：百万円)

区 分	令和6年度（前年度）	
	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引 業者向け	—	—
法人等向け	318	—
中小企業等向け及び個人向け	85	4
抵当権付住宅ローン	—	—
不動産取得等事業向け	—	—
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	14	0
合 計	417	5

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当する取引はありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

○CVAリスクに関する事項
該当する取引はありません。

○マーケット・リスクに関する事項
該当する取引はありません。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

○リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

信用事業のみを対象とし、直近10年間の内部損失データを管理しています。「自己資本比率算出要領」の別表2に基づき判定を行い、具体的例に該当しない場合は、任意の内容を記載しております。また、金額的基準として損失が200万円を超えるオペレーショナル・リスク損失を対象としています。

○BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

○ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の該当ありません。

・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の該当ありません。

■ 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

○出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として、純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

○出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和7年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,960	4,960	4,960	4,960
合計	4,960	4,960	4,960	4,960

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

○出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

○貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	300
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

■ 金利リスクに関する事項

○金利リスク算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(I R R B B)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

$\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、貯金と有価証券の増加によるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点)

特段ありません。

○金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	885	961	116	106
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	757	860		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	46	75		
6	短期金利低下	19	126		
7	最大値	885	961	116	106
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	11,455		11,450	

- ・ 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

■ 信用事業取扱実績等

《貯 金》

○科目別貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 7 年 度		令 和 6 年 度		増 減
流 動 性 貯 金	38,994	【44.8】	38,961	【44.7】	33
当座貯金	0	(0.0)	0	(0.0)	0
普通貯金	38,380	(44.1)	38,401	(44.0)	△21
貯蓄貯金	65	(0.1)	63	(0.1)	2
通知貯金	—	(—)	—	(—)	—
別段貯金	547	(0.6)	495	(0.6)	52
定 期 性 貯 金	48,082	【55.2】	48,277	【55.3】	△195
定期貯金	47,519	(54.6)	47,673	(54.6)	△154
うち固定金利定期	47,513	(54.6)	47,667	(54.6)	△154
うち変動金利定期	6	(0.0)	5	(0.0)	1
定期積金	562	(0.6)	603	(0.7)	△41
譲 渡 性 貯 金	—	【—】	—	【—】	—
合 計	87,077	【100.0】	87,239	【100.0】	△162

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. 固定金利定期＝預入時に満期までの利率が確定する定期貯金
4. 変動金利定期＝預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
5. () 内は構成比です。

○科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 7 年 度		令 和 6 年 度		増 減
流 動 性 貯 金	39,547	(45.0)	38,850	(44.1)	697
定 期 性 貯 金	47,777	(54.4)	48,724	(55.3)	△947
そ の 他 の 貯 金	550	(0.6)	532	(0.6)	18
計	87,875	(100.0)	88,107	(100.0)	△232
譲 渡 性 貯 金	—	(—)	—	(—)	—
合 計	87,875	(100.0)	88,107	(100.0)	△232

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. () 内は構成比です。

《貸 出 金》

○科目別貸出金残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
手 形 貸 付	—	—	—
証 書 貸 付	11,213	10,812	400
当 座 貸 越	627	573	53
割 引 手 形	—	—	—
金 融 機 関 貸 付	4,000	4,000	—
合 計	15,840	15,386	454

○科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
手 形 貸 付	—	—	—
証 書 貸 付	11,343	11,005	337
当 座 貸 越	605	606	△0
割 引 手 形	—	—	—
金 融 機 関 貸 付	4,000	4,000	—
合 計	15,949	15,612	336

○貸出金の金利条件別残高内訳

(単位：百万円、％)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
固 定 金 利 貸 出	13,139 (82.9)	13,034 (84.7)	105
変 動 金 利 貸 出	2,699 (16.9)	2,350 (15.2)	349
合 計	15,840 (100.0)	15,386 (100.0)	454

(注) () 内は構成比です。

○貸出金の業種別残高

(単位：百万円、％)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
農 業	5,030 (31.7)	5,016 (32.6)	14
林 業	83 (0.5)	88 (0.5)	△5
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	326 (2.0)	140 (0.9)	185
鉱 業	13 (0.0)	13 (0.0)	0
建 設 業	326 (2.0)	354 (2.3)	△27
不 動 産 業	57 (0.3)	60 (0.3)	△3
電気・ガス・熱供給・水道業	— (—)	— (—)	—
運 輸 ・ 通 信 業	141 (0.8)	114 (0.7)	26
卸売・小売業・飲食店	79 (0.5)	85 (0.5)	△6
サ ー ビ ス 業	1,354 (8.5)	1,326 (8.6)	28
金 融 ・ 保 険 業	4,062 (25.6)	4,062 (26.4)	0
地 方 公 共 団 体	2,273 (14.3)	2,085 (13.5)	187
そ の 他	2,092 (13.2)	2,038 (13.2)	53
合 計	15,840 (100.0)	15,386 (100.0)	454

(注) () 内は構成比です。

○主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
農業	3,420	3,212	207
穀作	—	—	—
野菜・園芸	1,708	1,716	△7
果樹・樹園農業	5	9	△3
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	60	51	8
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	1,645	1,434	210
農業関連団体等	0	0	0
合 計	3,420	3,212	207

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前記「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他事業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別

<貸出金>

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
プロパー資金	2,404	2,210	193
農業制度資金	982	946	36
農業近代化資金	982	944	38
その他制度資金	—	1	△1
合 計	3,387	3,157	229

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

<受託貸付金>

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
日本政策金融公庫資金	32	54	△21
その他	—	—	—
合 計	32	54	△21

- (注) 日本政策金融公庫資金は、旧農林漁業金融公庫（農業）にかかる資金をいいます。

○貯貸率・貯証率

(単位：%)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
貯 貸 率			
期 末	18.19	17.63	0.56
期 中 平 均	18.14	17.71	0.43
貯 証 率			
期 末	5.69	4.67	1.02
期 中 平 均	5.51	3.96	1.55

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

○貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
設 備 資 金	7,904 (49.9)	7,610 (49.5)	294
運 転 資 金	7,931 (50.1)	7,772 (50.5)	159
合 計	15,840 (100.0)	15,386 (100.0)	454

(注) () 内は構成比です。

○貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
貯 金 等	206	211	△5
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	413	435	△21
そ の 他 担 保 物	154	129	24
計	773	776	△2
農業信用基金協会保証	7,564	7,432	132
そ の 他 保 証	267	249	17
計	7,832	7,682	149
信 用	7,234	6,927	307
合 計	15,840	15,386	454

○債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
貯 金 等	377	320	57
合 計	377	320	57

○農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和7年度	25	7	5	12	25
	令和6年度	26	7	5	13	26
危 険 債 権	令和7年度	221	145	48	6	201
	令和6年度	196	124	57	5	187
要管理債権	令和7年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和7年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和7年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
小 計	令和7年度	246	153	54	19	226
	令和6年度	223	132	63	18	214
正 常 債 権	令和7年度	16,000				
	令和6年度	15,507				
合 計	令和7年度	16,246				
	令和6年度	15,731				

- (注) 1. 「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 「要管理債権」とは、4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 「正常債権」は、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

○元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P68をご参照ください。

○貸出金償却の額

P69をご参照ください。

《有 価 証 券 等》

○種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
国 債	2,897	1,668	1,229
地 方 債	927	474	453
社 債	899	757	142
株 式	—	—	—
そ の 他 の 証 券	112	567	△455
合 計	4,836	3,466	1,369

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

○商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

○有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1 年 超 3年以下	3 年 超 5年以下	5 年 超 7年以下	7 年 超 10年以下	10 年 超	期 間 の 定 め の な い の	合 計
令 和 7 年 度								
国 債	—	—	—	—	1,500	1,800	—	3,300
地 方 債	—	—	—	10	1,310	—	—	1,320
社 債	—	—	200	—	700	—	—	900
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
令 和 6 年 度								
国 債	—	—	—	—	300	2,200	—	2,500
地 方 債	—	—	—	—	620	100	—	720
社 債	—	—	100	100	700	—	—	900
受 益 証 券	—	239	—	—	—	—	—	239

○取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 有価証券

(1) 有価証券の時価情報

- ・売買目的有価証券-----該当ありません。
- ・満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	令和7年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	98	99	0	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	1,097	1,030	△67	600	577	△22
合 計		1,196	1,130	△66	600	577	△22

- ・ 其他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	令和7年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評 価 差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評 価 差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	—	—	—	100	100	0
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	100	100	0
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	2,820	3,263	△443	2,154	2,365	△210
	地 方 債	110	119	△8	117	119	△2
	社 債	832	899	△67	866	899	△33
	受 益 証 券	—	—	—	239	300	△60
	小 計	3,763	4,282	△519	3,378	3,684	△306
合 計		3,763	4,282	△519	3,478	3,784	△305

(注) その他有価証券のうち時価のあるものについては時価評価を行っております。

(2) 当期中に売却した其他有価証券

該当ありません。

(3) 時価のない有価証券の主な内容と貸借対照表計上額

該当ありません。

(4) 当期中の有価証券の減損処理

該当ありません。

2. 金銭の信託

該当する取引はありません。

3. デリバティブ取引

該当する取引はありません。

4. 金融等デリバティブ取引

該当する取引はありません。

5. 有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

○金融派生商品および先物外国為替取引の契約金額・想定元本額

該当する取引はありません。

○上場先物取引所に係る未決済の先物取引契約の約定金額およびその時価

該当する取引はありません。

■ 為替業務等

○内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類	令 和 7 年 度		令 和 6 年 度	
	仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替 (件 数)	(60,537)	(84,823)	(59,447)	(84,565)
金 額	48,860	51,138	47,839	47,896
代 金 取 立 (件 数)	(4)	(1)	(3)	—
金 額	8	0	3	—
雑 為 替 (件 数)	(1,743)	(2,285)	(1,880)	(2,428)
金 額	148	126	151	123
合 計 (件 数)	(62,284)	(87,109)	(61,330)	(86,993)
金 額	49,017	51,264	47,994	48,020

○外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

○外貨建資産残高

該当する資産はありません。

■ 平残・利回り等

○利益総括表

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
資 金 運 用 収 支	578	587	△9
役 務 取 引 等 収 支	20	20	0
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△56	△36	△19
信 用 事 業 粗 利 益	586	607	△21
(信用事業粗利益率)	0.65	0.67	△0.01
事 業 粗 利 益	2,709	2,746	△37
(事業粗利益率)	2.42	2.52	△0.10
事 業 純 益	358	434	△75
実 質 事 業 純 益	358	434	△75
コ ア 事 業 純 益	345	434	△88
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	345	434	△88

○資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 7 年 度			令 和 6 年 度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	88,851	652	0.73	89,277	532	0.59
うち預金	68,056	451	0.66	70,174	351	0.50
うち有価証券	4,846	—	—	3,493	1	0.05
うち貸出金	15,948	200	1.25	15,609	179	1.14
資金調達勘定	87,928	170	0.19	88,191	43	0.04
うち貯金・定積	87,875	169	0.19	88,107	41	0.04
うち借入金	52	0	1.64	83	1	1.71
総資金利ざや		0.17			0.20	

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業分量配当金、奨励金が含まれています。

○受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度 増 減 額	令 和 6 年 度 増 減 額
受 取 利 息	119	27
うち 預 金	99	15
うち 有 価 証 券	△1	△1
うち 貸 出 金	21	13
支 払 利 息	126	30
うち 貯 金・定 期 積 金	127	30
うち 譲 渡 性 貯 金	—	—
うち 借 入 金	△0	△0
差 引	△7	△2

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

○利益率

(単位：％)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.24	0.40	△0.15
資 本 経 常 利 益 率	3.29	5.52	△2.22
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.16	0.29	△0.12
資 本 当 期 純 利 益 率	2.25	4.03	△1.77

(注) 算出方法は以下のとおり

総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高×100

総資産当期純利益率 = 当期剰余金（税引後） / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

資本当期純利益率 = 当期剰余金（税引後） / 純資産勘定平均残高×100

○最近 5 年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、％)

種 類	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
経 常 収 益	14,500	14,332	14,806	13,968	14,990
信用事業収益	810	684	667	669	685
共済事業収益	319	316	306	323	349
農業関連事業収益	11,592	11,498	11,868	11,048	11,791
生活その他事業収益	1,743	1,802	1,826	1,876	2,126
営農指導事業収益	34	30	137	49	38
経 常 利 益	255	418	440	307	393
当 期 剰 余 金	174	305	297	148	293
出 資 金	3,738	3,835	3,917	4,008	4,057
(出 資 口 数)	(3,738, 127)	(3,835, 720)	(3,917, 544)	(4,008, 980)	(4,057, 437)
純 資 産 額	11,038	11,298	11,364	11,401	11,414
総 資 産 額	100,916	101,437	101,766	100,146	101,278
貯 金 等 残 高	87,077	87,239	87,756	85,959	86,522
貸 出 金 残 高	15,840	15,386	15,232	12,916	11,646
有 価 証 券 残 高	4,960	4,078	2,661	1,701	1,021
剰 余 金 配 当 金 額	94	144	81	82	84
出資配当の額	44	44	46	47	48
事業利用分量配当の額	49	99	34	34	35
職 員 数	186	184	196	195	196
単 体 自 己 資 本 比 率	31.75	29.10	28.68	28.03	28.55

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 職員数は正職員のみを示しています。
5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

○その他経営諸指標

	令和7年度	令和6年度
信用事業関係		
一職員当たり貯金残高	2,608百万円	2,683百万円
一店舗当たり貯金残高	14,513百万円	14,540百万円
一職員当たり貸出金残高	474百万円	473百万円
一店舗当たり貸出金残高	3,168百万円	3,077百万円
共済事業関係		
一職員当たり長期共済保有高	6,813百万円	6,817百万円
一店舗当たり長期共済保有高	30,004百万円	31,152百万円
経済事業関係		
一職員当たり購買品供給高	177百万円	177百万円
一職員当たり販売品販売高	675百万円	728百万円
一店舗当たり購買品供給高	562百万円	568百万円

(注) 店舗数は貯金6店舗、貸出金5店舗、共済5店舗、経済16店舗（生産6店舗、生活10店舗）で計算したものです。職員数は正職員の数値を使用しています。

■ 共済事業取扱実績等

○長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 別		令和 7 年度		令和 6 年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終 身 共 済	4,402	50,395,946	4,410	52,078,375
	定 期 生 命 共 済	128	1,526,900	136	1,610,950
	養 老 生 命 共 済	2,882	32,547,074	3,133	35,366,989
	こ ども 共 済	1,519	9,807,200	1,547	10,539,200
	医 療 共 済	4,734	913,200	4,719	955,700
	が ん 共 済	800	120,500	589	131,000
	定 期 医 療 共 済	60	131,000	66	151,500
	介 護 共 済	666	793,652	647	700,014
	認 知 症 共 済	47		48	
	生 活 障 害 共 済	138		138	
	特定重度疾病共済	334		298	
	年 金 共 済	2,536	10,000	2,518	10,000
建 物 更 生 共 済		3,819	62,258,920	3,912	63,447,430
合 計		20,546	148,697,192	20,614	154,451,959

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。
2. こども共済は養老生命共済の内書として表示しております。

○医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類		令和 7 年度		令和 6 年度	
		件数	金額	件数	金額
医 療 共 済			22,126		23,000
		4,734	205,326	4,719	181,426
が ん 共 済			3,327		3,717
		800	36,050	589	
定 期 医 療 共 済		60	298	66	328
合 計			25,751		27,045
		5,594	241,376	5,374	181,426

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

○介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度	
	件数	金額	件数	金額
介 護 共 済	666	1, 281, 078	647	1, 134, 497
認 知 症 共 済	47	83, 000	48	86, 000
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)	50	190, 500	50	185, 500
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)	88	117, 800	88	118, 400
特 定 重 度 疾 病 共 済	334	481, 700	298	455, 200

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

○年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	1, 735	884, 809	1, 735	884, 853
年 金 開 始 後	801	436, 360	783	425, 156
合 計	2, 536	1, 321, 169	2, 518	1, 310, 010

(注) 金額は年金年額を記載しています。

○短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 7 年 度			令 和 6 年 度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火災共済	953	13, 647, 140	10, 443	926	13, 125, 600	9, 932
自動車共済	11, 555		367, 554	11, 520		360, 326
傷害共済	5, 340	31, 142, 500	12, 700	5, 647	30, 961, 500	12, 920
賠償責任共済	99		572	111		491
自賠責共済	4, 784		78, 850	4, 717		77, 938
合 計	22, 731		470, 121	22, 921		461, 609

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。金額は、保障金額を表示しています。

■ 経済事業取扱実績等

○販売事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
野菜	22,005,896	550,224	22,894,572	573,343
花卉	111,735	2,235	137,526	2,751
きのこ	270,945	5,501	281,626	5,507
米	26,020	1,250	12,516	609
畜産	3,151,590	50,749	2,978,814	36,543
合 計	25,566,188	609,959	26,305,056	618,754

○生産資材取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
肥料	1,204,623	103,204	1,154,609	98,501
農薬	1,420,010	122,196	1,356,826	113,798
ダンボール	1,605,573	117,220	1,669,579	141,544
生産資材	751,743	57,709	745,837	54,731
種子	667,989	54,057	641,541	51,089
飼料	811,173	21,049	861,346	13,346
農機	781,804	98,647	838,411	100,906
合 計	7,242,918	574,085	7,268,152	573,918

○生活資材取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
食品	57,308	10,512	62,567	10,690
生活用品	74,884	7,222	76,974	6,736
燃料	1,436,539	180,637	1,487,730	217,820
L P G	117,115	73,084	120,750	76,343
自動車	62,305	37,979	74,500	39,245
合 計	1,748,154	309,435	1,822,522	350,838

○指導事業収支の状況

(単位：千円)

支 出			収 入		
科 目	令和 7 年度	令和 6 年度	科 目	令和 7 年度	令和 6 年度
営農改善費	36,103	34,075	賦課金	4,076	4,142
畜産改善費	14,171	11,492	指導事業補助金	29,385	23,664
生活改善費	1,598	1,044	実費収入	1,432	2,335
農政活動費	623	636			
組織活動費	31,857	32,561			
教育情報費	1,340	2,943			
その他指導支出	611	625			
(指導支出計)	86,306	83,377	(指導収入計)	34,894	30,141
事業管理費	137,494	145,861	繰入金	188,906	199,097
計	223,800	229,239	計	223,800	229,239

○その他の事業

(単位：千円)

事業区分		令和7年度		令和6年度	
		取扱高	事業総利益	取扱高	事業総利益
利用事業	予冷库事業（小 海）	99,251	29,316	100,089	33,280
	予冷库事業（川 上）	293,218	80,427	318,320	91,931
	予冷库事業（南 牧）	240,042	90,942	216,923	56,611
	予冷库事業（南相木）	43,819	8,969	40,347	8,572
	予冷库事業（野辺山）	106,021	37,767	101,635	28,170
	コンテナ事業（小 海）	24,204	—	20,171	—
	コンテナ事業（川 上）	379,480	2,481	368,824	2,869
	コンテナ事業（南 牧）	47,386	149	60,926	150
	コンテナ事業（南相木）	17,117	—	13,050	—
	コンテナ事業（野辺山）	27,382	—	21,883	—
	花卉共選事業	2,991	444	3,197	445
	きのこ共選事業（小 海）	10,049	68	11,093	68
	そば刈取り事業（小 海）	671	85	742	87
	種子センター事業（小 海）	252	—	306	—
	コンバイン事業（川 上）	295	210	245	117
	素牛センター事業（川 上）	400	—	432	32
	育苗センター事業（南 牧）	44,424	16,655	37,163	14,172
	トレンチャー事業（南 牧）	457	22	461	23
	種畜事業	50,850	10,394	45,481	9,424
	その他利用事業（畜産）	23,981	2,176	24,897	1237
	野菜輸送事業（全支所）	3,013,040	—	2,949,257	—
	セレモニー施設（生活事業）	195,898	16,347	233,175	20,169
	その他事業	0	0	0	0
	合 計	4,621,237	296,459	4,568,626	267,364
直販事業	グリーン野菜センター事業（川 上）	50,182	46,588	48,210	44,328
	合 計	50,182	46,588	48,210	44,328

■ 会計監査人の状況

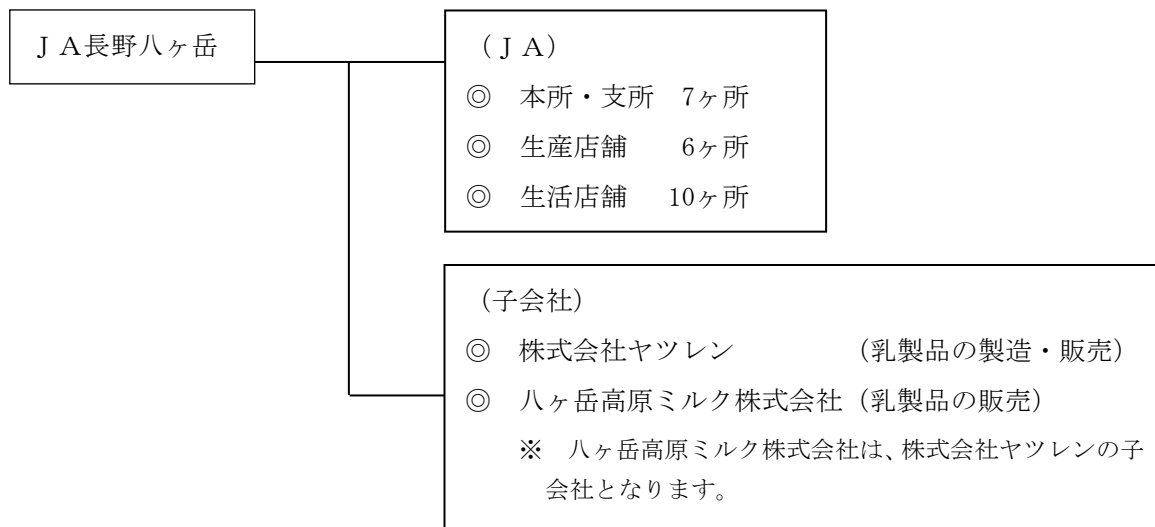
令和7年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

■ 連結情報

I. 組合及びその子会社等の概況に関する事項

1. 組合及びその子会社等の概要

J A長野八ヶ岳のグループは、当 J A、子会社 2 社で構成されています。



2. 組合の子会社等の概況

(単位：千円・%)

会 社 名	株式会社ヤツレン	八ヶ岳高原ミルク株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地	南佐久郡 南牧村	南佐久郡 南牧村
設立年月日	平成13年8月24日	平成19年10月2日
資本金又は出資金	472,800	5,000
事業の内容	乳製品の製造・販売	乳製品の販売
議決権に対する当組合の所有割合	72.0	72.0
議決権に対する当組合を除く他の子会社等の所有割合	0.0	72.0

Ⅱ. 組合及びその子会社等の主要な事業に関する事項を連結したもの

1. 直近の事業年度における事業の概況

- 販売事業は昨年秋の高値のイメージもあり、生産意欲は高い状況でスタートしましたが、前段産地による終盤の作付け増加による出荷量の増加や高値による輸入農産物の依存により当産地において厳しい販売が続いた年となり、出荷数量については 2,002 万ケース、販売金額で 220.0 億円となりました。

また、本年度もレタス類の廃棄事業が発動され、レタス 16 万ケース、サニー・リーフで 2 万 6 千ケース、白菜で 3 万 8 千ケースの廃棄となりました。対策として消費宣伝活動を行うとともに、出荷数量コントロールや事前売り込みを行いました。青果物のコスト上昇分の価格転嫁については小売りの販売競争等もあり販売価格への反映はまだ難しいのが現状ですが、量販店も少しずつ理解が進み、売価のベースUPがされつつあります。販売結果については畜産酪農、花卉、菌茸、米を含め売上金額 255.6 億円となりました。

- 信用事業は、組合員・利用者との金融仲介機能を発揮すべく、貯金独自キャンペーンの実施、J Aカード・J Aバンクアプリ・ネットバンク・法人ネットバンク等の推進による顧客利便性と事務効率化の向上に取り組みました。また、貸出金については、プロパー資金による幅広い資金の提案と J Aバンク利子助成・保証料助成制度を利用した農業資金対応を行い、貯金残高 870 億円、貸出金残高 158 億円となりました。
- 共済事業は、「組合員・利用者に寄り添う活動を中心とした推進活動の展開により均質な契約者サービスの提供による事業基盤の維持・拡大」を基本方針として、「ひと保障」を中心とした「ひと・いえ・くるま」の総合保障提案を、3 Q 訪問・あんしんチェック活動を通じて取り組みました。また、デジタル技術の活用により事務手続きの利便性向上と業務効率化に取り組んだ結果、長期共済新契約高は 57 億円、支払われた共済金は 28.1 億円となりました。
- 生産購買事業は、いまだ原油価格・各原料や人件費等の高騰などから、生産資材価格の高騰・高止まりは依然として続きました。国・県の助成が終了する中で、生産資材独自奨励を実施し資材価格の抑制を行いました。また、予約推進や当用期のキャンペーンを重点的に行ない、結果として事業実績は 65.6 億円、前年対比 100.5%、計画対比 102.9%となりました。
- 農機事業は、度重なる商品価格の値上がりにより大型トラクター等の台数が減少したことから、供給高 7.8 億円、前年対比 92.8%、計画対比 91.7%。それにともない修理整備台数が増加し、年間 3,800 台、前年対比 106.7%と増加しました。
- 生活購買事業（渉外センター、ななちゃんのお店）は、A コープ商品の充実等行い業務改善に努めましたが、供給高は 〇〇〇〇千円で前年同様厳しい状況となり前年対比 〇〇〇%、計画対比 〇〇〇%となりました。

燃料事業は他競合業者との価格競争等が影響し供給量・売上額も減少供給高 〇〇〇〇〇千円、前年比 〇〇〇%、計画対比 〇〇〇%と厳しい結果となりました。また、燃料事業継続に向けて居倉地上タンクを撤去し、御所平に灯油地下タンクの新設を行いました。

L P G 事業は保安推進業務と期限管理に努め、組合員の皆様が安心・安全に使用できる L P ガスの

供給を行いました。

今年度も長野県LPガス協会の価格高騰対策事業に2度参画し、対象の方々に対して6・9月のガス使用量分の値引きを行いました。

自動車事業は、車検台数は前年度455台から今年度459台と増加しました。供給実績は今年度62,305千円、前年対比83.6%となりました。

葬祭事業は、現在家族葬や小規模葬が主流傾向として続き、また取扱件数も減少しており、売り上げ額が伸びない現状です。供給実績195,308千円、前年対比83.97%となりました。あおぞら虹の会会員数は累計470件（前年度より119件増）と順調に増加しております。

○ 株式会社ヤツレン（連結）

売上高は次のとおりです。

牛 乳	8,773,819千円	（前年対比 100.4%）
乳 製 品	780,321千円	（前年対比 98.3%）
ヨーグルト	1,648,005千円	（前年対比 101.8%）

当事業年度における我が国経済は、過年度から続く原材料・エネルギーコストの高騰や、円安傾向が経済全体に影響を与えたことに加えて、世界情勢も中東をめぐる紛争をはじめとした各国の政治動向に翻弄される状況が続いています。

国内食品業界も同様に、物価高止まりや消費者の節約志向、人口動態の変化、消費スタイルの多様化などに直面しており、変化への柔軟な対応が求められています。

酪農生産現場においても、6月に乳製品向け、8月に飲用・発酵乳向け乳価が引き上げられ、酪農経営の窮状に一服感が見られたものの、円安を背景に配合飼料や諸資材が高止まりしており、戸数の減少が進む中においても、将来に希望をもって営農を継続することが出来る環境整備が喫緊の課題となっています。

このような状況の中、当社は市乳製造を開始してから50周年の節目の年となり、ポップ牛乳をはじめとした産地牛乳の消費喚起が期待されましたが、より安価なPB商品などを求める消費行動に変化の兆しは見られず、飲用消費は上向かない状況が続いた一方で、ヨーグルトについては取引先からの需要に対して供給が追いつかないため、大きく生産調整せざるを得ない状態となり、今後の方針に課題を残す結果となりました。金額ベースでは、期中に乳価の引き上げに伴う販売価格改定を実施した結果、第25期（令和7年度）の連結ベースの売上高は合計114億3千5百万円（前年対比100.7%）となり過去最高を更新いたしました。

他方で、原材料費やエネルギーコスト、ヨーグルト設備などへの投資による償却負担や人件費の上昇が利益を圧迫する要因となるなかにおいても、生乳生産意欲が減退せぬよう管内生産者への奨励策を実施し、酪農事業基盤の維持に努め、諸々のコストアップ分を販売価格改定効果によって吸収した結果、連結経常利益は2億5千7百万円（前年対比89.8%）となり、前年には届かなかったものの、年度計画を上回る決算となりました。

2. 直近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:千円)

項 目	令和7年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和3年度末
経 常 収 益	25,921,992	25,670,394	25,952,719	23,770,916	24,263,996
（うち信用事業）	810,067	684,635	667,132	669,564	684,679
（うち共済事業）	319,332	316,493	306,321	323,344	349,522
（うち購買事業）	8,192,366	8,228,796	8,522,243	7,872,694	8,787,643
（うち販売事業）	638,284	654,400	637,814	589,198	625,905
（うちその他事業）	15,961,941	15,786,068	15,819,209	14,316,116	13,816,241
経 常 利 益	506,849	701,085	765,471	379,849	526,508
当 期 利 益	352,525	504,386	439,331	195,020	383,242
総 資 産 額	102,702,857	103,280,763	103,361,802	101,596,666	102,544,828
純 資 産 額	13,283,118	13,366,990	13,238,268	12,997,813	13,060,609
連結自己資本比率	36.18%	32.10%	31.52%	30.63%	31.14%

(注) 1. 当グループでは連結部門別損益の作成は行っておりませんので、上記の区分としています。また、子会社はその他事業に含まれています。

2. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

Ⅲ. 直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項及び連結したもの

1. 連結貸借対照表

令和7年度（令和8年2月28日現在）

令和6年度（令和7年2月28日現在）

（単位：千円）

科 目	令和7年度	令和6年度	科 目	令和7年度	令和6年度
（資 産 の 部）			（負 債 の 部）		
1 信用事業資産	88,827,326	89,501,107	1 信用事業負債	85,979,139	86,310,494
（1）現金	482,180	472,483	（1）貯金	85,318,995	85,726,274
（2）預金	67,069,563	69,035,726	（2）借入金	32,990	55,135
（3）有価証券	4,960,158	4,078,683	（3）その他の信用事業負債	249,656	209,028
（4）貸出金	15,648,537	15,386,365	（4）債務保証	377,498	320,056
（5）その他の信用事業資産	308,061	227,232	2 共済事業負債	311,123	282,211
（6）債務保証見返	377,498	320,056	（1）共済資金	175,330	148,465
（7）貸倒引当金	△ 18,672	△19,439	（2）未経過共済付加収入	130,270	—
2 共済事業資産	18,279	26,568	（3）その他の共済事業負債	5,523	133,745
（1）その他の共済事業資産	18,279	26,568	3 経済事業負債	1,687,132	1,675,204
3 経済事業資産	3,122,568	3,045,838	（1）経済事業未払金	1,654,370	1,636,181
（1）経済事業未収金	1,871,336	1,870,136	（2）経済受託債務	22,987	—
（2）経済受託債権	38,617	—	（3）その他の経済事業負債	9,774	39,023
（3）棚卸資産	1,140,174	1,050,317	4 雑負債	832,373	1,044,013
（4）その他の経済事業資産	75,398	127,101	5 諸引当金	609,969	601,849
（5）貸倒引当金	△ 2,958	△1,716	（1）賞与引当金	133,059	129,829
4 雑資産	633,710	648,549	（2）退職給付に係る負債	463,578	444,888
5 固定資産	5,260,753	5,221,344	（3）役員退職慰労準備金	13,331	27,132
（1）有形固定資産	5,250,369	5,210,095	負債の部合計	89,419,738	89,913,773
建物	7,042,323	6,951,496	（純 資 産 の 部）		
機械装置	5,473,807	5,085,453	1 組合員資本	13,086,285	13,005,837
土地	764,662	764,662	（1）出資金	3,738,127	3,835,720
リース資産	248,400	248,400	（2）資本剰余金	93,200	85,378
建設仮勘定	—	3,500	（3）連結剰余金	9,350,371	9,201,261
その他の有形固定資産	2,696,331	2,600,459	（4）処分未済持分	△ 95,414	△ 116,522
減価償却累計額	△ 10,975,156	△10,443,876	2 評価・換算差額等	△ 519,376	△305,904
（2）無形固定資産	10,384	11,249	（1）その他有価証券評価差額金	△ 519,376	△ 305,904
6 外部出資	4,640,560	4,640,560	3 非支配株主持分	716,209	667,057
7 繰延税金資産	199,659	196,794	純資産の部合計	13,283,118	13,366,990
資 産 の 部 合 計	102,702,857	103,280,763	負債及び純資産の部合計	102,702,857	103,280,763

2. 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和7年度 令和7年3月 1日から 令和8年2月28日まで	令和6年度 令和6年3月 1日から 令和7年2月28日まで
1 事業総利益	3,061,730	3,218,092
(1) 信用事業収益	810,067	684,635
資金運用収益	748,323	631,195
(うち預金利息)	(451,397)	(351,411)
(うち有価証券利息)	—	(1,769)
(うち貸出金利息)	(199,890)	(179,127)
(うちその他受入利息)	(97,034)	(98,887)
役務取引等収益	32,159	31,015
その他経常収益	29,584	22,424
(2) 信用事業費用	279,349	113,058
資金調達費用	169,225	43,038
(うち貯金利息)	(167,982)	(41,301)
(うち給付補填備金繰入)	(367)	(293)
(うち借入金利息)	(866)	(1,436)
(うちその他支払利息)	(8)	(6)
役務取引等費用	11,250	10,791
その他事業直接費用	13,274	—
その他経常費用	85,599	59,228
(うち貸倒引当金戻入益)	(△767)	(△26,001)
(うちその他)	(△86,367)	(△85,229)
信用事業総利益	530,718	571,576
(3) 共済事業収益	319,332	316,493
(4) 共済事業費用	15,515	15,152
共済事業総利益	303,816	301,341
(5) 購買事業収益	8,192,366	8,228,796
(6) 購買事業費用	7,445,826	7,388,680
購買事業総利益	746,540	840,115
(7) 販売事業収益	638,284	654,400
(8) 販売事業費用	15,584	16,117
販売事業総利益	622,700	638,282
(9) その他事業収益	15,961,941	15,786,068
(10) その他事業費用	15,101,371	14,919,291
その他事業総利益	857,954	866,777
2 事業管理費	2,684,629	2,661,132
(1) 人件費	1,792,468	1,756,613
(2) その他事業管理費	892,160	904,519
事業利益	377,101	556,960

科 目	令和7年度 令和7年3月 1日から 令和8年2月28日まで	令和6年度 令和6年3月 1日から 令和7年2月28日まで
3 事業外収益	476,356	490,646
(1) 受取雑利息	2,589	744
(2) 受取出資配当	50,188	50,490
(3) その他の事業外収益	423,577	439,411
4 事業外費用	346,607	346,521
(1) その他の事業外費用	346,607	346,521
経常利益	506,849	701,085
5 特別利益	35,548	2,926
(1) 固定資産処分益	4	—
(2) 一般補助金	33,210	2,026
(3) その他の特別利益	2,333	900
6 特別損失	62,293	38,467
(1) 固定資産処分損	26,965	7,422
(2) 固定資産圧縮損	33,210	2,026
(3) 減損損失	—	29,018
(4) その他の特別損失	2,118	—
税金等調整前当期利益	480,104	665,545
法人税、住民税及び事業税	130,443	161,946
法人税等調整額	△ 2,864	△ 787
法人税等合計	127,578	161,159
当期利益	352,525	504,386
非支配株主に帰属する当期利益	△ 58,462	△ 65,460
当期剰余金	294,062	438,925

3. 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和7年度 令和7年3月 1日から 令和8年2月28日まで	令和6年度 令和6年3月 1日から 令和7年2月28日まで
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	85,378	69,669
2 資本剰余金増加高	7,822	15,708
3 資本剰余金期末残高	93,200	85,378
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	9,201,261	8,844,090
2 利益剰余金増加高	294,062	438,925
当期剰余金	294,062	438,925
3 利益剰余金減少高	144,952	81,754
配当金	144,952	81,754
4 利益剰余金期末残高	9,350,371	9,201,261

連結注記表

【令和7年度】

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社 2社

株式会社ヤツレン

八ヶ岳高原ミルク株式会社（株式会社ヤツレンの子会社。従って株式会社ヤツレンと連結されたものを、更に長野八ヶ岳農業協同組合と連結しています。）

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結されるすべての子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

4. のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

該当事項はありません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。

6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）

・その他有価証券・・・①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・購入品（生産資材・燃料等）・・・・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・購入品（農機・自動車）・・・・・・個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下

に基づく簿価切下げの方法)

- ・ 購買品（生活店舗品・部品等）・・・ 売価還元法による低価法
- ・ 乳製品の原材料・・・・・・・・・ 最終仕入原価法による原価法
- ・ 乳製品（株式会社ヤツレン）・・・・ 売価還元法
- ・ 半製品・・・・・・・・・ 平均法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

有形固定資産及び無形固定資産については、リース期間を耐用年数とする定額法に拠っております。

4. 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

5. 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

6. 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

7. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金積立規程（長野八ヶ岳農業協同組合）・役員退任慰労準備金積立規程（株式会社ヤツレン）に基づく期末要支給額を計上しています。

8. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

（1）購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（2）販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（3）利用事業

予冷库・共同選荷場・セレモニー事業等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（4）直販事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して業者等に直接販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

9. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

10. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

11. その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部利益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

III 連結貸借対照表に関する注記

1. 固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額については1,396,933千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	圧 縮 記 帳 額
建 物	496,255
機 械 装 置	793,775
土 地	19,904
そ の 他 固 定 資 産	86,998
合 計	1,396,933

2. 担保に供している資産

定期預金1,750,000千円を為替決済の担保に、定期預金18,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに

掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は25,200千円、危険債権額は221,170千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は246,371千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金は主に農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所にリスク統括室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財

務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.49%上昇したものと想定した場合には、経済価値が363,047千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合

には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（3）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	67,069,563	66,671,902	△397,660
系統預金	65,569,563	65,404,429	△165,133
系統外預金	1,500,000	1,267,472	△232,527
有価証券	4,960,158	4,893,917	△66,241
満期保有目的の債券	1,196,661	1,130,420	△66,241
その他の有価証券	3,763,497	3,763,497	—
貸出金	15,808,728	—	—
貸倒引当金（※）	△18,672	—	—
貸倒引当金控除後	15,790,056	14,784,863	△1,005,192
資 産 計	87,819,777	86,350,682	△1,469,095
貯金	85,318,995	85,071,046	△247,948
負 債 計	85,318,995	85,071,046	△247,948

（※）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（2）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

資 産

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によります。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によります。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金

額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I S レートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

負 債

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I S レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (※)	4,640,560

(※) 外部出資は、全て市場価格はなく時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	67,069,563	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	1,200,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	100,000	100,000	4,120,000
貸出金 (※1・2)	2,055,775	1,088,203	974,895	854,944	744,721	9,921,092
合 計	69,125,339	1,088,203	974,895	954,944	844,721	15,241,092

(※1) 貸出金のうち、当座貸越627,110千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等8,904千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (※)	81,538,571	2,004,782	952,269	437,148	120,454	265,769

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

V 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次

のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	98,833	99,830	996
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	1,097,827	1,030,590	△67,237
合 計		1,196,661	1,130,420	△66,241

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	2,820,260	3,263,739	△443,479
	地方債	110,717	119,591	△8,874
	社 債	832,520	899,542	△67,022
	小 計	3,763,497	4,282,873	△519,376
合 計		3,763,497	4,282,873	△519,376

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券はありません。

3. 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

4. 当事業年度において、減損処理を行った有価証券

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

VI 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金 444,888千円

退職給付費用	131,767千円
退職給付の支払額	△43,544千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△69,532千円</u>
期末における退職給付引当金	463,578千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,515,291千円
特定退職金共済制度	<u>△1,051,712千円</u>
未積立退職給付債務	<u>463,578千円</u>
退職給付引当金	463,578千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	131,767千円
----------------	-----------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,559千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、103,934千円となっています。

VII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
資産除去債務	52,034千円
退職給付引当金	130,458千円
役員退職慰労引当金	3,737千円
賞与引当金	36,848千円
減損損失	44,294千円
未払事業税	5,595千円
未払費用	21,559千円
その他	182,617千円
繰延税金資産小計	477,147千円
評価性引当額	<u>△260,664千円</u>
繰延税金資産合計（A）	216,483千円
繰延税金負債	
資産除去費用	10,284千円
未収預金利息	6,539千円
繰延税金負債合計（B）	<u>16,824千円</u>
繰延税金資産の純額（A）－（B）	199,659千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.06%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.86%
事業利用分量配当金の損金に算入された項目	△2.83%
住民税均等割等	0.95%
評価性引当額の増減	1.07%
税率変更による期末繰延税金資産の修正	△0.58%
その他	△0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.00%

3. 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和9年3月1日以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が従来の27.23%から、27.94%に変更されました。この変更による影響は軽微です。

VIII 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記8. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

IX その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～42年、割引率は0%～3.0%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	227,790千円
時の経過による調整額	106千円
期末残高	227,896千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当J Aの施設に関して、不動産賃借契約に基づき退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設等は当J Aが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。

また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。
そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

【令和6年度】

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社 2社

株式会社ヤツレン

八ヶ岳高原ミルク株式会社（株式会社ヤツレンの子会社。従って株式会社ヤツレンと連結されたものを、更に長野八ヶ岳農業協同組合と連結しています。）

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結されるすべての子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

4. のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

該当事項はありません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しています。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券・・・①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
②市場価格のない株式：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・購買品（生産資材・燃料等）・・・・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・購買品（農機・自動車）・・・・・・個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・購買品（生活店舗品・部品等）・・・・・・売価還元法による低価法
- ・乳製品の原材料・・・・・・・・・・・・最終仕入原価法による原価法

- ・乳製品（株式会社ヤツレン）・・・・・・ 売価還元法
- ・半製品・・・・・・・・・ 平均法

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しています。

（2）無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

有形固定資産及び無形固定資産については、リース期間を耐用年数とする定額法に拠っております。

4. 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

5. 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

6. 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

7. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金積立規程（長野八ヶ岳農業協同組合）・役員退任慰労準備金積立規程（株式会社ヤツレン）に基づく期末要支給額を計上しています。

8. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

（1）購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（2）販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（3）利用事業

予冷库・共同選荷場・セレモニー事業等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（4）直販事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して業者等に直接販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

9. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

10. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

1 1. その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部利益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅲ 連結貸借対照表に関する注記

1. 固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額については1,363,723千円であり、その内訳は次のとおりです。(単位：千円)

種 類	圧 縮 記 帳 額
建 物	496,255
機 械 装 置	770,565
土 地	19,904
そ の 他 固 定 資 産	76,998
合 計	1,363,723

2. 担保に供している資産

定期預金1,750,000千円を為替決済の担保に、定期預金18,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は26,740千円、危険債権額は196,686千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸

出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は223,426千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV 連結損益計算書に関する注記

1. 減損会計に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、信用共済・営農・経済事業の管理会計部門別損益を把握し事業運営・経営管理を行っており、投資の意思決定を行う単位として地理的事業所立地により、信用事業・共済事業・生産購買事業・販売事業・各地区利用事業は、5支所のグループ（小海支所、川上支所、南牧支所、南相木支所、野辺山支所）ごとに、また、7給油所、1葬祭センター、1自動車センターについては各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、農業関連施設（クリーン野菜センター・育苗センター・農機センター）、南牧生活店舗「ななちゃんのお店」は、他の資産グループや地域の組合員によるJA事業利用を促進することにより、一般資産のキャッシュ・フロー生成に関連していることから全体共用資産としています。

賃貸資産及び遊休資産は各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
自動車センター	営業用店舗	機械装置他	
海ノ口SS	営業用店舗	建物他	
川上堆肥センター	遊休	土 地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

自動車センターについては、当該店舗の営業収支が連続して赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

海ノ口SSについては、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、遊休資産である川上堆肥センターについては、早期処分対象であることから、回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場 所	合 計	建 物	機 械 装 置	土 地	その他有形固定資産	無形固定資産
自動車センター	2,823	—	1,470	—	845	507
海ノ口SS	9,246	5,394	1,730	—	2,122	—
川上堆肥センター	16,948	—	—	16,948	—	—

(4) 回収可能価額の算定方法

自動車センター、海ノ口SS、川上堆肥センターの固定資産の回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金は主に農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク統括室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.67%上昇したものと想定した場合には、経済価値が535,886千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合

には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（3）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	69,035,726	68,790,926	△244,800
系統預金	67,535,726	67,394,416	△141,310
系統外預金	1,500,000	1,396,510	△103,489
有価証券	4,078,683	4,056,503	△22,180
満期保有目的の債券	600,000	577,820	△22,180
その他有価証券	3,478,683	3,478,683	—
貸出金	15,386,365		
貸倒引当金（※）	△19,439		
貸倒引当金控除後	15,366,926	14,957,922	△409,004
資 産 計	88,481,335	87,805,351	△675,984
貯金	85,726,274	85,531,788	△194,485
負 債 計	85,726,274	85,531,788	△194,485

（※）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（2）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

資 産

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によります。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によります。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金

額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

負債

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (※)	4,640,560

(※) 外部出資は、全て市場価格はなく時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	69,035,726	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	600,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	80,550	159,300	—	100,000	3,420,000
貸出金 (※1・2)	1,941,764	1,113,042	967,906	831,390	714,841	9,808,740
合 計	70,977,490	1,193,592	1,127,206	831,390	814,841	13,828,740

(※1) 貸出金のうち、当座貸越573,800千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等8,679千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (※)	81,951,810	1,296,578	1,321,223	347,636	555,327	253,697

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VI 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次

のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	地方債	600,000	577,820	△22,180
合	計	600,000	577,820	△22,180

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を超え るもの	地方債	100,590	100,000	590
	小 計	100,590	100,000	590
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を超え ないもの	国 債	2,154,880	2,365,599	△210,719
	地方債	117,003	119,547	△2,544
	社 債	866,360	899,439	△33,079
	受益証券	239,850	300,000	△60,150
	小 計	3,378,093	3,684,587	△306,494
合	計	3,478,683	3,784,587	△305,904

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券はありません。

3. 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

4. 当事業年度において、減損処理を行った有価証券

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

VII 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	465,005千円
退職給付費用	131,454千円
退職給付の支払額	△84,382千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△67,189千円</u>
期末における退職給付引当金	444,888千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,484,650千円
特定退職金共済制度	<u>△1,039,762千円</u>
未積立退職給付債務	<u>444,888千円</u>
退職給付引当金	444,888千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	131,454千円
----------------	-----------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金15,884千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、118,745千円となっています。

VIII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

資産除去債務	50,682千円
退職給付引当金	122,482千円
役員退職慰労引当金	7,410千円
賞与引当金	35,849千円
減損損失	47,618千円
未払事業税	7,838千円
未払費用	23,395千円
その他	<u>114,328千円</u>
繰延税金資産小計	409,605千円
評価性引当額	<u>△193,724千円</u>
繰延税金資産合計（A）	215,881千円

繰延税金負債

資産除去費用	12,429千円
未収預金利息	6,657千円
繰延税金負債合計（B）	19,086千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	196,794千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.21%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.34%
事業利用分量配当金の損金に算入された項目	△4.09%
住民税均等割等	0.69%
評価性引当額の増減	1.55%
法人税等還付税額	△2.14%
その他	△1.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.08%

3. 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和9年3月1日以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が、当事業年度の27.23%から、27.94%に変更されます。この変更による影響は軽微です。

IX 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記8. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～42年、割引率は0%～3.0%を採用しています。

（3）当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	227,492千円
時の経過による調整額	297千円
期末残高	227,789千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当 J A の施設に関して、不動産賃借契約に基づき退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設等は当 J A が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。

また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

○農協法に基づく開示債権残高

(単位：百万円)

区 分	令和7年度	令和6年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	25	26	△1
危険債権額	221	196	24
要管理債権額	—	—	—
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
小 計	246	223	22
正常債権額	16,000	15,507	492
合 計	16,246	15,731	515

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 「要管理債権」とは、4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 「正常債権」は、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

○連結事業年度の事業別経常収益等

連結事業別経営状況

(単位：千円)

項 目	経 常 収 益		経 常 利 益		総 資 産	
	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度
信用事業	810,792	684,636	142,249	201,631	89,442,825	89,948,702
共済事業	319,524	316,663	83,202	78,893	263,076	281,887
農業関連事業	11,592,407	11,498,295	265,988	336,844	4,267,069	4,246,813
生活その他事業	1,743,104	1,802,515	△51,507	△4,905	987,305	988,666
その他の事業	11,432,494	11,349,488	260,806	293,719	4,060,310	3,676,330
合 計	25,898,323	25,651,600	700,739	906,182	99,020,587	99,142,401

- (注) 1. 経常収益、その他の事業は連結調整後の子会社の数値であり、組合本体の営農指導事業は含まれておりません。
2. 経常利益は管理部門配賦後の数値です。なお、経常収益同様営農指導事業は含まれておりません。
3. 総資産には指導部門並びに管理部門の資産及び雑資産を含めておりません。

■ 連結自己資本の充実の状況

○連結の範囲に関する事

- ・連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点
相違点はありません。

- ・連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
 - ・連結子会社数 2社
 - ・主要な連結子会社

名称	主要な業務内容
株式会社ヤツレン	乳製品の製造・販売
八ヶ岳高原ミルク株式会社	乳製品の販売

- ・比例連結が適用される関連法人
該当ありません。
- ・控除項目の対象となる会社
該当ありません。
- ・従属業務を営む会社であって、連結グループに属していない会社
該当ありません。
- ・連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等
該当ありません。
- ・規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

○連結自己資本比率の状況

令和7年度における連結自己資本比率は36.18%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額 3,831百万円（前年度3,921百万円）

○連結自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	7 年度 (当年度)	6 年度 (前年度)
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,992,209	12,860,885
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,831,327	3,921,098
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	9,350,371	9,201,261
うち、外部流出予定額 (△)	94,075	144,952
うち、上記以外に該当するものの額	△ 95,414	△ 116,522
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	716,209	667,057
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	428	763
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	428	763
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	13,708,847	13,528,706
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	10,384	11,249
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	10,384	11,249
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	10,384	11,249
自己資本		
自己資本の額 (イ)－(ロ) (ハ)	13,698,463	13,517,456

項 目		7 年度 (当年度)	6 年度 (前年度)
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		36,752,809	36,221,350
	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	—	—
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
	うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
	うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		—	—
勘定間の振替分		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		1,106,756	5,894,771
信用リスク・アセット調整額		—	—
フロア調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）		37,859,566	42,116,122
連結自己資本比率			
連結自己資本比率（（ハ）／（二））		36.18%	32.10%

- 注）1．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 2．当連結グループは信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについて、当年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 3．当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

■ 自己資本の充実度に関する事項

○信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		7年度（当年度）		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金		459,180	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		3,275,871	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		3,595,594	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—
地方三公社向け		—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		71,193,439	15,038,688	601,547
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）		—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		1,567,208	750,454	30,018
（うち特定貸付債権向け）		—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け		849,876	460,640	18,425
（うちトランザクター向け）		2,190	985	39
不動産関連向け		499,239	337,434	13,497
（うち自己居住用不動産等向け）		499,239	337,434	13,497
（うち賃貸用不動産向け）		—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）		—	—	—
（うちその他不動産関連向け）		—	—	—
（うちADC向け）		—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		186,248	234,240	9,369
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		40,261	32,189	1,287
取立未済手形		6,602	1,320	52
信用保証協会等による保証付		7,574,217	734,083	29,363
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
共済約款貸付		—	—	—
株式等		1,057,920	1,057,920	42,316
上記以外		12,732,353	18,104,329	724,173
（うち重要な出資のエクスポージャー）		—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		3,582,540	8,956,350	358,254
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）		—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）		—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）		9,149,813	9,147,979	365,919
証券化		—	—	—
（うちSTC要件適用分）		—	—	—
（うち短期STC要件適用分）		—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）		—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）		—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
（うちルックスルー方式）		—	—	—
（うちマંデート方式）		—	—	—
（うち蓋然性方式250%）		—	—	—
（うち蓋然性方式400%）		—	—	—
（うちフォールバック方式）		—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—	—
標準的手法を適用する エクスポージャー計		103,038,015	36,752,809	1,470,112
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)		—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）		103,038,015	36,751,301	1,470,052

マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 〈簡易方式・標準的方式〉	マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	—	—
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	1,106,756	44,270
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	37,858,057	1,514,322

○オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	7年度（当年度）
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,106,756
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	44,270
BI	737,837
BIC	88,540

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

○信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和6年度（前年度）		
信用リスク・アセット		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	472,483	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,472,410	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	2,808,439	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	73,076,659	14,615,332	584,613
	法人等向け	1,631,526	797,189	31,887
	中小企業等向け及び個人向け	785,186	424,504	16,980
	抵当権付住宅ローン	246,980	82,569	3,302
	不動産取得等事業向け	—	—	—
	三月以上延滞等	71,814	107,717	4,308
	取立未済手形	6,497	1,299	51
	信用保証協会等保証付	7,440,154	721,068	28,842
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	1,058,020	1,058,020	42,320
	（うち出資等のエクスポージャー）	1,058,020	1,058,020	42,320
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	上記以外	13,063,131	18,413,050	736,522
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	3,582,540	8,956,350	358,254
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	9,480,591	9,456,700	378,268
	証券化	—	—	—
	（うちS T C 要件適用分）	—	—	—
	（うち非S T C 適用分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	300,000	600	24
	（うちルックスルー方式）	300,000	600	24
	（うちマンドレート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—

		令和6年度（前年度）		
信用リスク・アセット		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリス ク・アセットの額に算入されなかったもの の額（△）	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	103,433,304	36,221,350	1,448,854
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）	103,433,304	36,221,350	1,448,854
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の 額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で 除して得た額 a			所要自己資本額 b=a×4%
		5,894,771		235,790
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a			所要自己資本額 b=a×4%
		42,116,122		1,684,644

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
- | | | |
|--------------------------------|--|-----|
| （粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額 | | ÷8% |
| 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 | | |

■ 信用リスクに関する事項

○リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P11 リスク管理体制)をご参照ください。

○標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向け エクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

○信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		7 年度（当年度）				6 年度（前年度）			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券	
国 内		103,038	16,058	5,495	226	103,133	15,731	4,094	71
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		103,038	16,058	5,495	226	103,133	15,731	4,094	71
法人	農業	34	34	—	—	64	64	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	3	—	—	—	3	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	378	378	—	—	320	320	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	702	—	702	—	702	—	702	—
	運輸・通信業	131	1	100	—	130	0	100	—
	金融・保険業	74,942	4,000	100	—	76,825	4,000	100	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,296	331	—	—	1,315	350	—	—
	日本国政府・地方公共団体	6,871	2,278	4,592	—	5,280	2,088	3,192	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別残高計		103,038	16,058	5,495	226	103,133	15,731	4,094	71
残存期間別残高計	1年以下	68,416	1,223	—		70,018	946	—	
	1年超3年以下	736	736	—		878	878	—	
	3年超5年以下	1,060	861	199		1,030	930	100	
	5年超7年以下	986	976	10		812	712	99	
	7年超10年以下	6,242	2,738	3,503		4,371	2,748	1,623	
	10年超	11,080	9,298	1,782		11,595	9,323	2,271	
	期限の定めのないもの	14,514	224	—		14,426	190	—	
残存期間別残高計		103,038	16,058	5,495		103,133	15,731	4,094	

- （注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲で利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

貸倒引当金の期末日間及び期下の増減額										
区 分	令 和 7 年 度					令 和 6 年 度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
個別貸倒引当金	20	21	—	20	21	53	20	—	53	20

○業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令 和 7 年 度						令 和 6 年 度					
		期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
地 域 別 計	国 内	20	21	—	20	21		53	20	—	53	20	
	国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
		20	21	—	20	21		53	20	—	53	20	
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	20	20	—	20	20	—	53	20	—	53	20	—
業 種 別 計		20	21	—	20	21	—	53	20	—	53	20	—

○信用リスク・アセット残高内訳表

令和7年度（当年度）

（単位：千円）

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減		CCF・信用リスク削減			リスク・ウェイトの加重平均値
		効果適用前		効果適用後			
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	459,180	—	459,180	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3,275,871	—	3,275,871	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	3,595,594	—	3,595,594	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	71,193,439	—	71,193,439	—	15,038,688	21
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	1,267,203	300,005	1,262,100	300,005	750,454	48
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	768,976	111,562	660,052	80,899	460,640	62
（うちトランザクター向け）	45	—	21,900	—	2,190	985	45
不動産関連向け	20～150	499,239	—	479,216	—	337,434	70
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	499,239	—	479,216	—	337,434	70
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	174,164	—	173,435	—	234,240	135
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	32,189	—	32,189	—	32,189	100
取立未済手形	20	6,602	—	6,602	—	1,320	20
信用保証協会等による保証付	0～10	7,574,217	—	7,340,831	—	734,083	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	1,057,920	—	1,057,920	—	1,057,920	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	12,730,519	—	12,730,519	—	18,104,329	142
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	3,582,540	—	3,582,540	—	8,956,350	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	9,147,979	—	9,147,979	—	9,147,979	100

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減		CCF・信用リスク削減			リスク・ウェイトの加重平均値
		効果適用前		効果適用後			
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	36,751,301	

（注）最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度（前年度）については、記載していません。

○ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を実施した後のエクスポージャーの額
令和7年度（当年度）

（単位：千円）

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,275,871	—	—	—	—	—	3,275,871						
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	3,595,594	—	—	—	—	—	—	3,595,594					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	67,193,439	—	4,000,000	—	—	—	—	—	71,193,439				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	200,624	702,293	—	—	—	359,182	—	—	300,006	1,562,105			
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,190	427,397	49,912	261,453	740,952								
（うちトランザクター向け）	2,190	—	—	—	2,190								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	43,289	—	—	—	—	—	429,073	6,854	479,216
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—	—	—										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け	—	—	—	—									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3,760	—	154,906	14,769	173,435								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	32,189	—	—	32,189								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	459,180	—	—	—	—	459,180							
取立未済手形	—	—	6,602	—	—	6,602							
信用保証協会等による保証付	—	7,340,572	—	—	259	7,340,831							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—							
共済約款貸付	—	—	—	—	1,057,920	1,057,920							

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度（前年度）については、記載していません。

○資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト 区分	令和7年度（当年度）			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均 値(%)	資産の額及び与信相当額 の合計額（CCF・信用リ スク削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	82,562,616	377,498	100%	82,591,329
40%～70%	4,710,174	21,900	10%	4,712,096
75%	868,575	10,758	10%	856,470
80%	—	—	—	—
85%	104,692	—	—	102,420
90%～100%	444,121	—	—	441,285
105%～130%	—	—	—	—
150%	154,906	—	—	154,906
250%	1,057,920	—	—	1,057,920
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	1,594	1,411	10%	910
合計	89,904,601	411,568	93%	89,917,339

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度（前年度）については、記載しておりません。

○信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高
(単位：百万円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果勘 案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	6,537	6,537
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	7,210	7,210
	リスク・ウェイト 20%	200	73,083	73,283
	リスク・ウェイト 35%	—	242	242
	リスク・ウェイト 50%	702	5	707
	リスク・ウェイト 75%	—	574	574
	リスク・ウェイト100%	—	10,921	10,921
	リスク・ウェイト150%	—	71	71
	リスク・ウェイト250%	—	3,582	3,582
	その他	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—
合 計		902	102,230	103,133

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

■ 信用リスク削減手法に関する事項

○ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P73）をご参照ください。

○ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	令和7年度（当年度）	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	300	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	155	2
自己居住用不動産等向け	5	0
賃貸用不動産向け	—	—
事業用不動産関連向け	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	14	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合計	475	3

（注）

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度（前年度）	
	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引 業者向け	—	—
法人等向け	318	—
中小企業等向け及び個人向け	85	4
抵当権付住宅ローン	—	—
不動産取得等事業向け	—	—
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	14	0
合 計	417	5

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

○CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

○マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

○オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方法及び手段の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続きに準じたリスク管理を行っています。JAの信用リスク管理の方法及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P11～12）をご参照ください。

■ 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

○出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P76）をご参照ください。

○出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和7年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,640	4,640	4,640	4,640
合計	4,640	4,640	4,640	4,640

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

○出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

○連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

○連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和7年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	300
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

■ 金利リスクに関する事項

○金利リスク算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスク算定方法に準じた方法により行っています。
J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P77）をご参照ください。

○金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	885	961	116	106
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	757	860		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	46	75		
6	短期金利低下	19	126		
7	最大値	885	961	116	106
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	13,698		13,517	

- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

確 認 書

令和7年3月1日から令和8年2月28日までの事業年度における財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかわる内部監査の有効性を確認しております。

令和8年4月23日

長野八ヶ岳農業協同組合
代表理事組合長

津金 一 誠

常務理事

木村 延 茂

索引

あ行

医療系共済の共済金額保有高	91
受取・支払利息の増減額	88
沿革・歩み	28
主な手数料	22

か行

会計監査人の監査の状況	95
会計監査人の氏名又は名称	27
介護系その他の共済の共済金額保有高	92
確認書	147
貸出運営についての考え方	10
貸出金の業種別残高	81
貸出金の金利条件別残高内訳	81
貸出金の使途別内訳	83
貸出金の担保別内訳	83
科目別貸出金残高	81
科目別貸出金平均残高	81
科目別貯金残高	80
科目別貯金平均残高	80
為替業務等	87
共済事業取扱実績等	91
業績	2
業務・事務の効率化への取り組み	14
金利リスクに関する事項	67
金利リスクに関する事項（連結）	146
金融A D R制度への対応	13
金融円滑化にかかる基本方針	13
金融商品の勧誘方針	9
組合員数	23
組合員組織の状況	23
組合及びその子会社等の概況に関する事項	96
組合及びその子会社等の主要な事業に関する事項を連結したもの	97
経済事業取扱実績等	93
経費の内訳	59
ごあいさつ	1
個人情報保護方針	8

さ行

最近5年間の主要な経営指標	89
債務保証見返額の担保別内訳	83
J A 自己改革の取り組み	17
J Aバンク基本方針に基づく「J Aバンクシステム」	10
事業のご案内	17
事業方針	4
資金運用収支の内訳	88
自己資本の充実度に関する事項	62
自己資本の充実度に関する事項（連結）	131
自己資本の充実の状況	59
指導事業収支の状況	94
社会的責任への取り組み	15
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	76
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項（連結）	145
取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	86
主要な農業関係の貸出金残高	82
種類別有価証券平均残高	85
証券窓口販売	20
剰余金処分計算書	57

職員の内訳	25
資料編	29
信用事業取扱実績等	80
信用リスク削減手法に関する事項	73
信用リスク削減手法に関する事項（連結）	143
信用リスクに関する事項	67
信用リスクに関する事項（連結）	135
生活資材取扱実績	93
生産資材取扱実績	93
組織機構	26
その他経営諸指標	90
その他の事業	95
その他の商品・サービス	21
損益計算書	31

た行

貸借対照表	30
短期共済新契約高	92
地域貢献情報	15
地区	27
注記表	32
長期共済保有高	91
貯金商品一覧表	18
貯貸率・貯証率	82
直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項及び連結したもの	100
店舗一覧	27
当組合の組織	23
特定信用事業代理業者の状況	27

な行

内国為替取扱実績	87
内部監査体制	12
内部統制基本方針	5
年金共済の年金保有高	92
農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法	
開示債権区分に基づく債権の保全状況	84
農業振興活動	16

は行

販売取扱実績	93
平残・利回り等	88
法令遵守の体制	7

や行

役員	24
有価証券残存期間別残高	85
融資商品一覧表	19

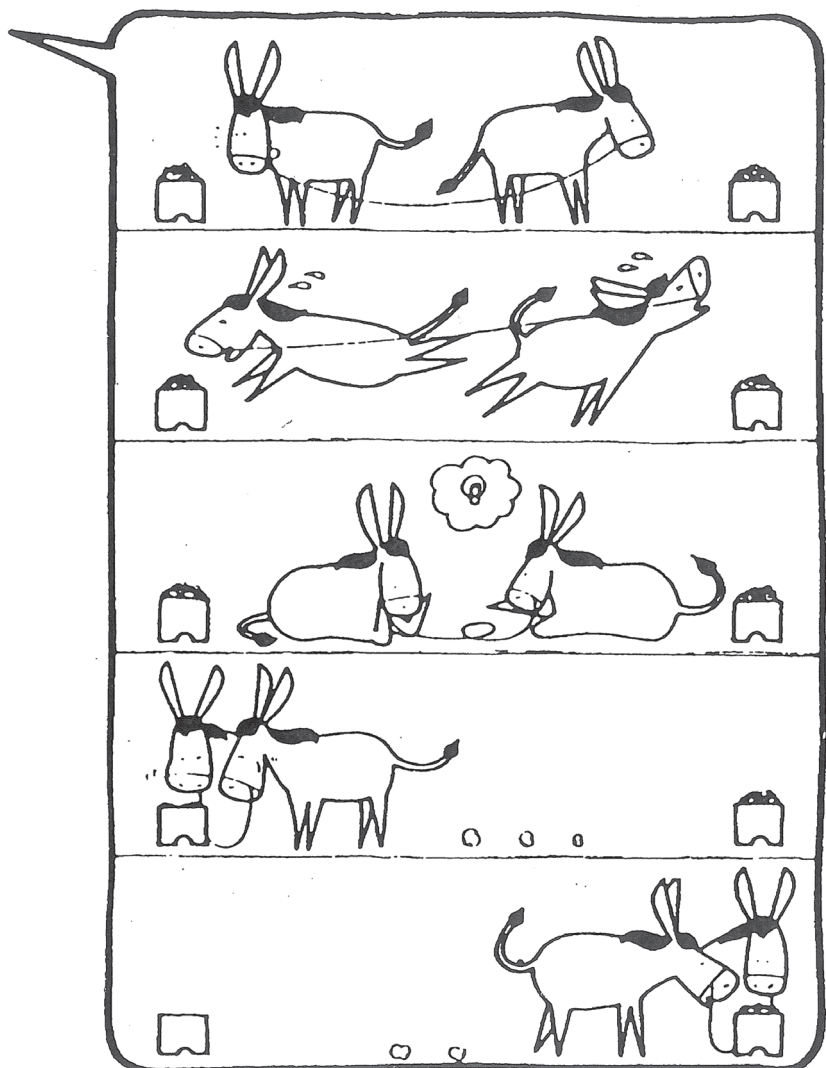
ら行

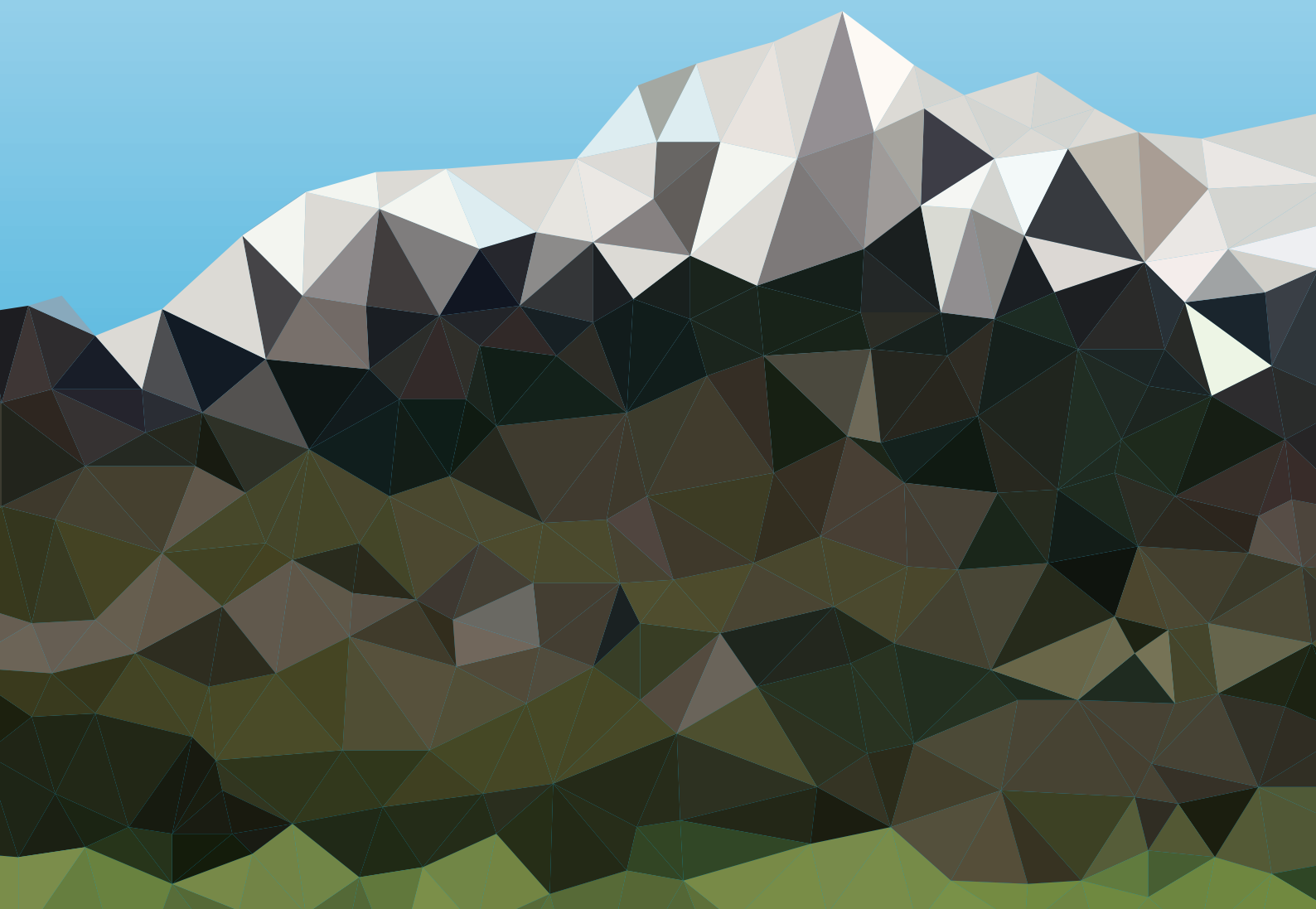
利益総括表	88
利益率	89
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	77
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項（連結）	145
リスク管理体制	11
連結自己資本の充実の状況	128
連結情報	96
連結剰余金計算書	102
連結損益計算書	101
連結貸借対照表	100
連結注記表	103

「協同」とは……………？

（一人は万人のために
万人は一人のために）

この絵は、お互いが身勝手にふるまうよりも力をあわせることの大切さを教えています。協同組合はこのように一人ひとりの組合員が手をつなぎ、力をあわせることから始まっています。





●発行：長野八ヶ岳農業協同組合 ●〒384-1305 長野県南佐久郡南牧村大字野辺山106番地の1
●<https://www.ja-yatugatake.iijan.or.jp/> ●TEL:0267-91-1101(代表) FAX:0267-91-1102
●編集：企画総務部 企画管理課